

第百一回 参議院法務委員会 會議録第六号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月七日	吉村 眞事君	補欠選任	岩動 道行君
四月十一日	橋本 敦君	補欠選任	市川 正一君
四月十二日	市川 正一君	補欠選任	橋本 敦君
四月十七日	海江田鶴造君	補欠選任	福岡日出磨君
四月十八日	福岡日出磨君	補欠選任	海江田鶴造君
五月九日	國田 清光君 徳永 正利君	補欠選任	藤田 栄君 吉村 眞事君

出席者は左のとおり。

委員長 大川 清幸君
理事 前田 勲男君
山田 譲君
飯田 忠雄君

委員

海江田鶴造君
名尾 良孝君
藤田 栄君
吉村 眞事君

議 者

寺田 熊雄君
橋本 敦君
柳澤 鍊造君
中山 千夏君
飯田 忠雄君

國務大臣 住 榮作君
法務大臣 関 守君
内閣法制局第二部長 根岸 重治君
法務大臣官房長 枇杷田泰助君
法務省民事局長 奥村 俊光君
事務局側 池田 勝也君
常任委員会専門員 河村 武和君
外務省条約局法規課長 佐藤 俊一君
外務省国際連合局政治課長 小笠原臣也君
自治省行政局選挙部選挙課長

説明員 外務大臣官房領事移住部領事第二課長 池田 勝也君
外務省条約局法規課長 河村 武和君
外務省国際連合局政治課長 佐藤 俊一君
自治省行政局選挙部選挙課長 小笠原臣也君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○集団代表訴訟に関する法律案(飯田忠雄君外一名発議)

○国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四月七日、吉村眞事君が委員を辞任され、

その補欠として岩動道行君が選任されました。
また、昨九日、國田清光君及び徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として藤田栄君及び吉村眞事君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案の審査のため、次回の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(大川清幸君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大川清幸君) 次に、集団代表訴訟に関する法律案を議題といたします。

発議者飯田忠雄君から趣旨説明を聴取いたします。飯田君。

○飯田忠雄君 ただいま議題となりました集団代表訴訟に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行の民事訴訟制度では、原則的には一対一の対等な当事者間の紛争を解決することを念頭に置く手続を定めておるのにすぎません。このため、現行制度のもとでは一対多数、すなわち企業対多数の被害を受けた消費者の民事訴訟は極めて困難な状況に置かれております。法制度が社会の進展に即応していないのが実情であります。

例えば、欠陥商品によりまして被害を受けた国民の利益保護を考えてみましても、被害者各人の損害額は少額であることが多いのでありますが、集団としての損害額は巨額に上ることが多いのが常でございます。それゆえ社会的経済的公正を確保するという観点からいたしまして、このような被害者集団の巨額な損害の賠償を企業に対して請求することができる訴訟制度、これを確立することが望まれるのであります。

また、企業と個々の被害者の間には訴訟費用の負担能力や訴訟遂行能力の不均衡という問題がございます。それにもかかわらず、現行の民事訴訟制度ではこれを対等な当事者として取り扱っておりますため、現実問題として訴訟による権利救済は極めて厳しいものになっております。こうした現実を考慮してみますと、個々では力のない被害者が強力な企業を相手に実質的に対等な当事者としてみずからの権利を行使できる訴訟制度の確立を要望する声が上がっておりますのであります。

さらに、企業の違法行為による多数の被害者の損害は共通の原因によって発生を、またその損害額も一般的には定型化する傾向がございます。それゆえ、訴訟経済の観点からいたしますれば、被害者各人の訴えの当否を個別的に審理することは無用に近いこととあります。また、企業の違法行為によって発生した損害賠償をめぐる紛争は、事実上は企業と多数の被害者との紛争と見るべきものでありますので、その紛争の解決は被害者団体との間で包括的に解決すべきものと思われま

す。
以上の点から、非訟事件の裁判による訴訟信託の設定方法を採用することにより、消費者の代表者が消費者集団全員のため企業に対して提起する損害賠償の一括的請求を目的とする訴訟、すなわち集団代表訴訟を可能にするためにこの法律案を

提出する次第でございます。

次に、この法律案の内容である集団代表訴訟制度の仕組みにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、申し立てに係る共同の利益を有する著しく多数の者の少額債権につきまして集団代表訴訟による紛争の解決が適当であると認められます場合に、非訟事件管轄裁判所により除外申し出をしない限り債権を一括して訴訟の目的とするための信託の設定ができるようにいたしております。

すなわち、集団代表訴訟を遂行するため、除外申し出をしなかった少額債権者である委託者から少額債権者の代表者である受託者へ当該債権が信託的譲渡されたものとする信託でございます。なお、少額債権者の権利を保護するため、信託設定については公示するほか、非訟事件裁判所が代表者たる受託者を監督することによりいたしております。

第二に、集団代表訴訟におきましては、職権証拠調べを採用するほか、重要な訴訟行為につきましては非訟事件裁判所の許可を要するものとしております。なお、欠陥商品、やみカルテルによる価格引き上げ等に係る少額債権者全員の損害賠償の算定につきましては推定規定を設けております。

第三に、各少額債権者は、受益者として、代表者である受託者に対し勝訴判決の最初の公示の日翌日から二年以内に通知することにより、その債権の満足を得ることができるものとしております。なお、請求しない債権者の取り分は国庫に帰属することによりしております。

第四に、集団代表訴訟の遂行等に関する必要な費用につきましては、国庫による裁判費用等の立てかえ、支払猶予の制度を置くほか、その他の事務費用を含め集団代表訴訟により得た財産をもつて充てることによりしております。なお、敗訴等の場合も、最終的に受託者の負担となることのないように交付金を交付することによりしております。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(大川清幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(大川清幸君) 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。住

○委員長(大川清幸君) 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における海外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法の一部を改正するとともに、これに関連して、戸籍法の一部を改正しようとするものでありまして、その要点は次のとおりであります。

まず、国籍法につきましては、第一に、現行法におきましては、子は原則として父が日本人であるときに出生により日本国籍を取得するものとされておりますが、これを改め、子は、父または母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする父母両系血統主義を採用することとしております。

第二に、準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した外国人、日本の国籍を留保しなかったことにより日本の国籍を失った者等の国籍の取得を容易にするため、所定の要件を満たす者は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができるものとする届け出による国籍の取得の制度を新設することとしております。

第三に、帰化の条件の整備を図るため、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件については、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めるものとするともに、生計条件、重国籍防止条件等についても、これを緩和することとしております。

第四に、父母両系主義の採用に伴い増加する重国籍の発生の防止及びその解消を図るため、外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失うものとし、現行法の国籍の留保制度を国外で出生した血統による重国籍者にも適用するものとするともに、重国籍者は成年に達した後二年以内いずれかの国籍を選択しなければならぬものとする国籍の選択の制度を新設することとしております。

第五に、経過措置として、改正法施行後三年間は、改正法施行前に日本国民である母から出生した子及びその子の子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得ることとしております。

次に、戸籍法につきましては、第一に、国籍法の改正により国籍の選択制度が新設されることに伴い、日本の国籍の選択の宣言の届け出及び外国の国籍を喪失した場合の届け出等に関する所要の規定を設けることとしております。

第二に、容易に日本の国籍の留保の届け出をすることができるとするため、その届け出の期間を延長するとともに、父または母以外の法定代理人も留保届をすることができるとしてしております。

第三に、現行法上は、外国人と婚姻をした場合には、日本人間の婚姻の場合と異なり、新戸籍を編製しないものとされておりますが、これを日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によって新戸籍を編製することとしております。

第四に、現行法上、外国人と婚姻した者が外国人である配偶者の称している氏を称しようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、その旨の届け出をしなければならぬこととされておりますが、これを改め、婚姻の日から一定期間内は家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届け出をすることができるとするとともに、氏の変更をした者が離婚をした場合には、離婚の日から一定期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届け出をすることができるとしてしております。

また、戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者で、父または母を外国人とするものは、現行法上、その氏を変更することが認められておりませんが、これを改め、家庭裁判所の許可を得れば、その氏を変更する旨の届け出をすることができるとしてしております。

以上が国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願いいたします。

○委員長(大川清幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 国籍法の改正案、それから戸籍法の改正案、この両法案につきましては、多年にわたりました事務当局が大変な御努力をなさったことをよく承知しておりますので、その御努力に対して敬意を表するのによろさかではないのであります。ただ、御承知のように、国籍法は憲法に附属する重要な法律でありますし、いずれも世界人権宣言、各種の条約とも関連をいたします。それゆえ、その法案の審査は私どもとしましてはできるだけ心残りが無いよう、また後日この法案の審議の跡をたどる学者、実務家等があります場合に、国会の審議が充実したものであるという印象を与えることができまうように、できるだけ十分な審議をいたすべきものであるというふうな考えを持っております。で、立案に当たりましては事務当局におかれて各国の法制を十分検討なさったことと思うのであります。これは私どもが従来こ

の委員会で民事局長にいろいろとお尋ねをいたしましたときに、立案に要する期間が相当必要である、それは各国の法制を十分検討する必要があるという御答弁があったのであります。

そこで、第一にお伺いをいたしますけれども、今回の法改正に当たりまして、私ども、あるいはまた前の奥野法務大臣と大要事務当局にこの法案の提出を急がせた経緯があります。私どもが予想しましたよりははや早くこの法案の提出があったように思うのでありますが、立案をなさった事務当局におかれては、この期間に諸外国の法制を十分に検討し尽くすことができたかどうか、まずその点についてお伺いをいたします。

○政府委員(批田恭助君) 私どももなるべく諸外国の法制を十分に検討したいという観点から、まず国籍法につきましては世界のはとんどすべての国の条文は入手をいたしました。ただ、条文を入手いたしましたも、実際の運用がどうなるかという問題が残りますので、我が国と関係の深い諸国につきましては、その運用の実際についてもこちらの疑問と思われる点を照会して確かめるということもいたしました。それからまた、その運用にも絡むわけでございますけれども、民事局の職員を外国に派遣をいたしました、在留邦人などがその外国の国籍法との絡みなどでどういふ問題を持っておるかという点も調査をいたしました次第でございます。

なお、改正法の立案に当たりまして、御承知のとおり昨年二月に中間試案というものをつくって発表いたしましたわけでございますが、我が国がその中間試案のような法制をとった場合にそれを諸外国の方でどう受けとめるかという問題もございす。そういう点につきましては、関係の深い国々については外務省を通じて照会をするというふうな方法をとった次第でございます。

○寺田熊雄君 各国の法制はほとんど入手し、また特に我が国と関係の深い諸国の法制の運用の状況についてもこれを調査したという御答弁であつたように思ふのです。

次に、この法案の改正につきましては随分各方面からのいろいろな要望なり、あるいは要綱に対する批判なり、従来の制度の欠陥に対する指摘なり、あるいは従来の制度によつて被害をこうむつた人々の訴訟の提起なり、そういう問題が多々あつたように思ふのであります。やはり法改正に当たりましては十分各方面の関係者の意見を聞くべきであつたと考えるのであります。法制審議会はこういう関係の権威者を集めておられますので、その法制審議会の審議が十分であればそれなりの要請を満たし得るとは考えるのでありますけれども、しかしまた、しばしば法制審議会の答申が日弁連の意見と食い違ふというふうなことも他の法案についてはあつた場合もあるのであります。また国際結婚について、現実によつていろいろ異なる従来の制度からする被害を受けておられる人々というふうなものもあつたように思ふのであります。が、この法案の審議に当たつて、当局におかれてはどの程度日弁連を始め各方面の意見を聞いて立案をなさつたのか、その点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(批田恭助君) 法制審議会自体におきましては各界の意見が反映するようにということで、委員の人選につきましては広くそういう意見が聞けるような、そういう方をお願いいたしましたわけでございますが、実際の審議が始まりました後、先ほども申し上げましたけれども、昨年二月に中間試案というものを一応取りまとめまして、それをたたき台といふことで各界の御意見をこちらから積極的に伺ひましたわけでございます。そのお伺ひをした対象といたしますと、裁判所、弁護士会、それから法学部の置かれております大学等とはとよりのことでございますが、そのほかにもただいまお話がございましたようないろいろな市民団体等で国籍についての関心をお持ちのグループがございす。そういうところにも御意見を伺ひました。それで各界から積極的ないろいろな御意見が得られたわけでございますが、なおそのほか法制審議会の国籍法部会の審議の途中

で、東京と大阪で、参考人と申しますか、そういう問題に関心の深い方においでをいただきまして、それは合計二十八人の方でございすけれども、そういう方々の御意見を直接審議会の委員の方々が話を聞かれる、また質問もするというふうなことをして、広く意見を伺ひするという方法をとつた次第でございます。

特に日弁連につきましては、日弁連も非常にこの問題につきまして積極的に御研究されまして、先ほど申しました中間試案に対する意見はもとよりのことでございす。その後の審議の経過、これは法制審議会に日弁連の代表の方も入つておられますので、そういう審議の進行に合わせまして、そのときどきの意見を何回も書面にまとめて御提出をいただいたわけでございす。私どもは、そういう意見はもう必ず審議会の方にも出して、そして十分に検討して、私どもとしますとなるべく多くの意見が反映できるようにということとで審議会が進められたというふうに承知いたしております。

○寺田熊雄君 まず、この法案の審議を始めるに当たりまして私どもとしてはっきりとおきたいのは国籍の概念であります。国民は国籍によつて国家との間の紐帯を生じます。そしてさまざまな権利義務を国家に対して持ちます。この国籍の概念について事務当局としてはどういふふうなことを把握していらっしゃるか、まずこれをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(批田恭助君) 国籍という概念は、個人が特定国家の構成員である資格をいうというふうに一般に定義されております。そういう特定の国家に対する構成員としての法律上の地位をいう概念だろと思ひます。また、別の側面から申しますと、国とそれから個人とを結びつける法律上の紐帯と申しますか、ひも、帯というふうな、そういう関係を示す言葉だといふふうにも説明されておりますけれども、要するに、最初に申し上げましたように国籍というのは個人を特定の国家の構成員とする資格、そういうものをいうのだと

いうふうに理解をいたしております。

○寺田熊雄君 大体私どももそのように考えておるのであります。この国籍を持つ権利が国民にあるのかどうか。これは憲法第十条に直接関連を持つのであります。世界人権宣言、あるいはさまざまな国際条約、あるいは各国の立法等を参照して決定することが適當であると考へておるのであります。果たして事務当局はこの国籍を持つ権利が国民にあるとお考へかどうか、その点をまずお伺いしたいと思ひます。

それから、次いで外国の法制中にはしばしば女子も男子と同様に国籍についての権利を持つ、さまざまな権利を持つというふうな規定を散見するのであります。外国の法制はこれをどういふふうな考へておるのか、そういう点について御説明をいただければ大変結構だと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(批田恭助君) 国籍を持つ権利といふのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなつたことにつきましては、はしりままに自分の持っている国籍を奪われたいという意味では一つのはっきりした権利といへようかと思ひます。しかし、これからどこかの国の国籍を持つ、取得するといふ関係で申しますと、そこは権利という概念はそもそも国籍についてはないのではないかという気がいたします。国際法で認められておりますところは、御承知のとおり、どのような人について国籍を付与するかというところは各国の主権の問題だといふふうにされておるわけでございす。国籍を有する権利といふことになりまして、ある人間がどこかの国の国籍を取得せよといふ、そういう権利という意味になるわけでございす。そういう意味から申しますと、ただいまおっしゃいましたように、国籍を付与するといふのは各国の主権の問題であるということになります。そういう意味での権利といふものは、これは国籍の性質からいってない

のではないかと気がいたします。

諸外国でもいろいろ我が国と同じような父母両系血統主義に改めるとかというふうな改正が行われておりますが、その場合も権利だから与えるという観念ではなくて、むしろ自国の国民を決定する要素として、父系血統主義の場合には父親が自国民であるということを基準にするということではむしろ適当ではないか、むしろ母親が自国民であるという場合にも国籍を与えるということが適当であるという判断から考えられておるようでございます。それからまた生地主義の国におきましては、自国で生まれたという者は原則として自分の国の国籍を与えるのが適当だといふいわば政策判断の上に立つてそういう原則をとっているだけでございまして、ある特定の人間がどこかで生まれた子供がどこかの国の国籍を取得するといふ、そういう権利といふふうな観念ではどこの国でもとらえられていないのではないかとこのように考えております。

○寺田熊雄君 これは局長は言うまでもなく御存じのことと思うけれども、世界人権宣言、インターナショナルビルオブヒューマンライツ、この十五条に、すべての人は国籍を持つ権利がある、エブリワンハズザライトツータナショナルリティーという規定がありますね。これはあなたも御存じだと思うのです。これはどういふふうにあなた理解していらっしゃるのですか。

○政府委員(批田田泰助君) これは各国の国籍法はまちまちでございますために、そのはさまに入りますと、どこの国の国籍も取得するということがなしに終わってしまう人が出てくる可能性を持っているわけでございます。そういうような人は、これはどこの国の保護も受けれないという関係に立つわけでございますので、それは人間として見た場合にそういうようなことは気の毒ではないか、ですからそういう人たちにいつてどこかの国籍を与えるようにしようではないかという意味での宣言でございまして、本質的な意味から申しますと、宣言でございまして、これは別に直接に特

定の国に対する拘束力を持つわけではございませんので、いわばそういう谷間が国籍法の抵触によつて出てこないように各国が努力しなさいというふうな一種の勧告的な規定であらう、このことから直接にある人が国籍を取得する権利を持つという効果が出てくるものとは考えてはおりません。

○寺田熊雄君 あなたの最初の御説明の中に、国籍をほしいままに奪われないという点については権利と見られる節がないでもないというふうな御説明がありましたね。今おっしゃった点、その点はこの世界人権宣言の十五条の第二項、ノーマンシャルビーツーアビトラリーディプレイブドオプヒズナショナルリティーノアディナリティー、何人も恣意的に国籍を奪われることはない、また恣意的に国籍を変更する権利を否定されることはない、この規定、これはあなたのおっしゃる通りに確かに恣意的に国籍を奪われることはない、それから国籍を変更する権利も否定せられない、これは日本の憲法の国籍離脱の規定とも関連をするわけでありまして、我が国の現行法上の解釈でも、国籍を恣意的に奪われることはないという点はやっぱり同様でしょうね、現行法の解釈でも。

○政府委員(批田田泰助君) 我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を持つておる者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。したがって、一たん日本国民である以上は、これはほしいままに奪うことができますか、恣意的に奪うということはないのが原則だといえますか、そういうことが規定を置いていないところから出てくるのではないかとこのように考えております。

○寺田熊雄君 それから、諸外国の法制については、こういうふうな何か世界人権宣言の十五条のような規定をその法律の中に挿入した、あるいはそれを生かしたような立法例がありますか。

○政府委員(批田田泰助君) その点につきましては、はっきりしたことをうたつておるといふ法制は必

ずしも私承知いたしておらないのでありますが、我が国でも今度の改正法の中に、日本で生まれていながら国籍を取得しない、どこの国籍も取得しないという人が時に出てくる可能性があるわけですね。そういう方については、これは日本にずっと永住されるというふうなことがうかがわれるような場合には、簡易な方法で帰化をすることかということによつてその穴を埋めるといいますか、そういうふうなことを図りたいということを措置いたしておるわけでございます。

それから国籍の変更の関係につきましては、各国の法制では、むしろ何といひますか、外国の国籍を取得することについての制限、逆に申しますと、自国の国籍の離脱を制限するというふうなことがありまして、この辺については各国よりも我が国の方が、かなり何といひますか、この宣言の趣旨に合ったような制度が現行法でもできておりますし、また改正法案の中でもそういうふうな方向が含まれておるといふふうなことを考えております。

○寺田熊雄君 国内法の問題は私も後でまたいろいろお伺いしようと思つたのですが、一九六一年八月三十日に国連総会で採択され、七五年十二月十三日に発効したという、これはこの翻訳では無国籍者の削減に関する条約とあるが、削減というのはいささか適当ではない。リダクションという言葉を使っていますから、減少させることについての条約という意味でしょうが、この第九条に「締約国は、いかなる個人、又は集団からも、人種、種族、宗教、若しくは政治上の理由に基づき、その国籍をなく奪うてはならない」という規定がありますね。これは剝奪を禁止している。しかもそれは人種等の理由による剝奪をしてはいかぬという禁止を明らかにした規定のようであり

ます。したがって、これは先ほど局長の言われた、また世界人権宣言の十五条二項の宣言を条約の中に具体化したという規定だろうと思つたのですが、この条約は日本はこれは批准してありますが、あるいは加入してありますか。

○政府委員(批田田泰助君) ただいまの条約につ

きましては日本は批准をいたしております。

○寺田熊雄君 加入はしているのですか。

○政府委員(批田田泰助君) 署名もたしかしてなかったと思います。

○寺田熊雄君 これは何かこれを署名する、つまり加入してはいけな、差しさわりのあるというふうな規定がこの条約の中にあるのでしょうか。それとも何かほかの意味で今までこれに加入をしておられないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○政府委員(批田田泰助君) この関係につきましては、その精神とするところはもろもろ差し支えないと思うのでありますけれども、具体的な国籍取得の要件などにつきましては、むしろ何といひますか、日本の今までの考え方と少し合わない、むしろ日本の方が合理的だといふふうな感觸のものもございまして、したがって、特にこの条約に加盟する必要はないだろうといふことで来ておると思ひます。また実際問題といたしまして、まだ加盟といひますか批准した効果といひますと、先にして悪いわけではございせんけれども、若干問題であるといふふうなことから我が国では見送つておるといふところがございます。

○寺田熊雄君 今国籍をほしいままに奪われないという点の権利といふものは国際的に認められておるようには思ふのでありますが、局長もあえて否定まではなさぬように思ふのであります。が、この国籍を持つ権利があるかどうかという問題、先ほど局長は無国籍者の国籍取得の問題、国内法についてお考えをお述べになりましたね。これにやはり関連するものが国籍離脱の権利あるいは自由だと思ふのです。

これは我が国の憲法の二十二条第二項に「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されぬ」という規定があります。私はこういった憲法の規定を中心に置いて考える必要があるように思ふのでありますが、この規定を同じ二十二条の第一項と比較してみますと、第一項は居

住、移転、職業選択の自由を保障する場合に「公共の福祉に反しない限り」という条件をつけておるのであります。ところが、第二項にはこのような条件のない制約は設けられておりません。この規定を受けて、現行の国籍法の第八條から十三條で国籍離脱の規定が設けられておるのであります。そのうちの第十條を見ますと、外国の国籍を有する国民についての国籍離脱の権利を認められております。憲法は先ほど申しましたように、第一項が「公共の福祉に反しない限り」という条件を設けておるにもかかわらず国籍離脱の権利についてはそういう条件を設けておらない。絶対の基本的な人権のような外観を呈しておるのであります。ところが国籍法は外国の国籍を有する国民についての国籍離脱の権利を認めておる。一見これは憲法の規定を外れているように見えます。これは局長としてはどういうふうな理解しておられますか。

○政府委員(批田田義助君) おっしゃるとおり、国籍法では他国の国籍を持っている、いわば二重国籍になっている日本国民についての国籍離脱できる旨の規定をしておるわけでございますが、憲法にはそのことが明記されてないにいたしまして、私どもの考えをいいますと、無国籍になるという、そういう状態をも容認するといえます。か、日本の国として容認をするというふうな考え方に立つものではないのであって、ここで言っている離脱というのは、要するに他の国への変更といえます。か、そういうふうな形のものと考えておるのではないかと解釈をいたしております。これは現在の国籍法の、そういう他国籍を持っているという者に限定をしております。これが憲法違反であるかどうかというこの議論では、どなたもそういうふうなことは憲法違反だというふうにおっしゃる方はないのであります。むしろ無国籍というものがあつてはならないという、先ほども御指摘ありました人権宣言その他の国際的な一般の考え方がございます。そういう面から申しますと、無国籍になるために日本の国籍を離脱する

ということとは、そこまで憲法が認めているわけではないというふうな考えておるわけでございませう。○寺田熊雄君 そうすると、おれは世界の子である、一つの国の主権に属することは好むところではない、あえて無国籍を個人が宣言して無国籍者になろうとこの憲法の規定によつて要求してきて、これは日本の国家としては認められないということですね。○政府委員(批田田義助君) そういうことでございませう。

○寺田熊雄君 これは局長がおっしゃつたように、憲法二十二條第二項に国籍法のこの第十條の規定が反するかどうかというのを直接争う人も今までなかったのではありません。それから學者の間でもそういう議論をする人がないというのであります。か、結局無国籍者を出さない、少なくともどこかの國家に帰属させるという政策的な要求といひます。それが支配をしておるといふふうな考えられるわけでありませう。各國の法制についてもお伺いしたいのですが、この世界人権宣言の第十五條でも、先ほどもお話ししましたように、その国籍を変える権利、ザイトツリーチ、インジヒズナショナルリティー、彼の国籍を変更する権利といふことをうたつておるわけで、国籍を離脱する権利といふものはうたつてないのです。しかし、いづれの國をも去る権利といひます。か、居住、移転の自由に関係してエブリワン、ハズザイトツリーチ、ユニークカンツリー、いづれの國をも立ち去る権利を持っています。それはインクルージング、ヒズ、オウン、彼自身の國を含んでいづれの國をも、自國をも去る権利を持っておる、あるいはまた自國に帰る権利もあるのだ、これは世界人権宣言の十三條二項にあるのであります。立ち去る権利といふことは認めても国籍を離脱する権利といふものは認めていない。そういう点から局長のおっしゃつたような解釈があるいは妥当なものでございませうが、これはほかの國の立法も大体国籍を変更する権利を

認めておつても自國の国籍を捨てて無国籍になる権利といふのはこれを認めた立法例はないのでしやうね。いかがでしやう。○政府委員(批田田義助君) 規定の上では無国籍になるような状態での離脱を認める國も若干はあつたのでございませう。ただ、その場合でも多くは他國へ帰化が予定されているとかいふような場合に實際には問題になるのではないと思ひます。けれども、多數國の方は離脱につきましてむしろ許可制をとるとか、その後、条件もいろいろ未成年者の間はいいか悪いとか、あるいは兵役の義務が終わるまではだめだとかいふような条件がついておるとかあるわけでございまして、むしろ傾向をいひますと離脱はある程度の制限を受けておる。全くその制限もなしに無国籍になるという状態、ただ届け出さえすれば無国籍になるというふうな意味での離脱といふ國は、条文の上ではあるところが一、二あるようでございませう。けれども、實際にはそういうふうな形では運用されてないのではないかと申しておるわけであります。

○寺田熊雄君 後学のために伺ひますが、わずかではあるが二、三離脱をして無国籍になることも法制的に許容している國があるといふのは、どこどこなのか、ちょっと御存じならばお伺ひしたいのですが。○政府委員(批田田義助君) 例えば西ドイツなどにそういうふうな規定がございませう。

○寺田熊雄君 それから先般我が國も批准をいたしました國際人權規約中の市民的及び政治的權利に関する國際規約ですね。その二十四條第三項に「すべての児童は、国籍を取得する權利を有する」といふ規定がございませう。これは先ほどの国籍取得の權利を有するや否やといふ問題について関連を持つ規定であります。このエブリチャイルド、ハズザイトツリーチ、クワイアアナショナルリティー、こゝういふ英文になつておるようでありませうが、これはどういふ規定といふふうに局長は理解しておられますか。

○政府委員(批田田義助君) これは子供は出生のときにどこかの國の国籍を持つべきだ、そのように保護されるべきだといふことがうたわれた条約だといふふうな解しております。ただ、この条約があるから、ある特定の子供が特定のどこかの國の国籍をどう取得するかといふのは、ここからはすぐ出てこないわけでございませう。結局条約加盟國がこの趣旨に合つたような国籍法をつくつていくといひます。か、そういう配慮をするといふことの義務が出てこようかと思ひます。

○寺田熊雄君 國際人權規約が「すべての児童は」と、こゝう規定して国籍を取得する權利があるといふことを規定しておるゆゑんものは、やはり児童の持つ社会的な地位の特殊性といひます。か、そういうものにかながみて特に規定したのでしやうね。一般の人間について言はず、特に児童についてこゝういふ規定を置いている。

この二十四條第一項といふのが「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、國民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び國による措置についての權利を有する」。二項は「すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する」。それから第三項で「すべての児童は、国籍を取得する權利を有する」といふ規定になつております。これはやはり児童に対して國家が必要とされる保護を与える義務がある、そういう國家の義務づけをした規定、その一環としてすべての児童に国籍を与えよ、こゝういふふうに理解すべきなんではしやうね。この点どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(批田田義助君) おっしゃるとおりだと思ひます。人権はすべての人間が守られなければならぬわけでございませうが、特に児童につきましても、より保護されるべきであるといふことが必要であつて、それがこゝでうたはれておるところで、その国籍の付与の点につきましても、特定のどこかの國が自分の國の構成員として、國がや

第三部 法務委員会會議録第六号 昭和五十九年五月十日 【参議院】

はりそういう面でもはっきりとした法律上の地位に立たせたいということが必要だということをうたっている規定だろと思う。しかし法律的には出生の時点でどこかの国の国籍を取得させることが望ましいという結論にはならぬかと思ひますけれども、書き出しは児童の保護という面から書いておられますが「すべての児童」という表現になっていないかと思ひます。

○寺田熊雄君 国籍を持つ権利があるやなしやの問題と同時に考えられるのは帰化の権利であります。法務省は従来一貫してこれは国民の権利ではないという見解をとっておられるようでありました。現行国籍法の提案の際の審議経過、これを見ましても、当時の村上朝一民事局長もそういう説明をしておられる。つまり帰化は法務大臣の一〇〇%裁量行為であるというふうな考え方のようでありました。しかし法定の帰化の条件を完全に満たしている場合に、なおかつ法務大臣はその帰化申請を不許可にする権限があるだろうかということをお考えます、これは私どもとして多分に疑問を持つのであります。もしそうであるとする、それは完全な恩恵の付与ということになってしまふと思うのであります。それでは先ほどの人権宣言第十五条第一項の「すべて人は、国籍をもつ権利を有する」という規定、あるいは国籍を変更する権利を否定されないという第二項の規定、これが完全にじゅうりんされてしまふのであります。アメリカの判例には、この点について著しい裁量権の逸脱行為、これを憲法違反とした判決があるというふうにも聞いておるのであります。したがって、この裁量権の行使は合理的なものでなくてはならないと考えるのであります、これは局長としてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(批田田榮助君) これは私どもとしては結論的には外国人に帰化のいわば請求権というふうなものがあるというふうには考えておりません。我が国の構成員として迎え入れるかどうかというところでございますので、外国の人が日本の国に対して構成員に入ってくるという、そういう権

利を与えるということは国籍法の考え方からしても無理じゃないかという感じがするわけでござい

ます。帰化に關しまして国籍法ではいろいろな要件を定めております。この要件は、法務大臣にその構成員として日本の国民に迎え入れるかどうかというところを許可するかどうかという権限を与えておられますけれども、その許可する場合に、少なくともこの要件を満たしてない者については許可してはならないというところを定めた規定だといふふうに考えておられるわけでございまして、その要件に当たれば当然許可すべきだといふふうに決めた規定ではないというふうに考えております。しかし、そのように考えますと、要件に当たった者についても、さらに許可するか許可しないかということになるわけでございまして、その裁量権の行使につきましても、これはおっしゃるとおり、その乱用にあたるようなことはあつてはならない、その点の一つは法務大臣の行政責任としては当然であるといふことが言えようかと思ひます。

○寺田熊雄君 これは今まで判例があつたかどうかという点で、私はまだその点をつまびらかにしてないものでありますけれども、今局長のおっしゃった権限の乱用にあつたわけにはいかないのだという、そのもしも乱用にあつた場合に、それが裁判所の審査の対象になり得るかどうかという問題を検討してみたいと考えわけであります。つまり、あなたの方のようなスタッフが、裁判官をしていらつしやる方が法務大臣のスタッフとしておられるわけですから、いやしくも権限の乱用にあつたもの、それから恣意的な決定というものがなされることは実際にはないのじゃないかというふうな私どもは考えています。しかし先ほどもお話ししたように、国籍を変更する権利というものが世界人権宣言にもうたわれておるわけですね。そしてまた、憲法にも国籍を離脱する権利、国民にはほかの国に行く権利があるのだ、それで、そういう権利がほぼ国際的な権利として定着しつつあ

る現在に、外国籍を持つ人が日本の国籍を持ちたい、その持ちたいという願望にはそれなりの理由があるという場合に、その条件を満たしてもなおかつそれを却下し得るか、申請を不許可にし得るかという問題があるわけですね。それからまた、考えてみると、親子兄弟全部が帰化申請をしてきた、その特定の一人についてどうも政治的な点が気に入らない、その者だけオミットするというようなことがあつては好ましくないわけでありまして、実際問題としては、あなたの方がそういう恣意的な決定をするということは考えられないとは思ひますけれども、一つの重要な法律問題として取り上げてみたいと考えたわけであります。それは裁判所の審査対象になるのじゃないでしょうか。

○政府委員(批田田榮助君) 私はどうも理論的には法務大臣の全くの自由裁量の分野であるといふ考え方をとっております。ただ、実際のその裁量権の行使につきましても乱用とか恣意とか、そういうものがあるであつてはならないという責任はもちろん持つていられるだろとは思ひますが、ぎりぎりのところで、いわば何と云ひますか、不許可の措置を取り消し訴訟の対象にはならないのではないかと云う考え方をしております。持つておりますが、争われた事件がございまして、東京高裁と広島高裁で判決が出ておりますが、この高裁の考え方は、自由裁量であることはこれはそのとおりだ、しかしながら極端な乱用があつた場合には、これは取り消しの対象になることもあり得るという見解を一応前提にしまして、当該事案については法務大臣の不許可にしたことはその乱用には当たらないといふことで請求棄却の判決をしておるという例はございまして。

したが、いまして、そういう考え方もあることは私どもも否定いたすわけではございませんが、私どももいたしましては、理論的には取り消しの対象になるものではないといふ考え方を今でも持つておりますが、ただ、そういうことは問題にならないうような公正な帰化行政をやるのが一番の前提

であるといふふうに考えておるところでござい

ます。○寺田熊雄君 それでは、その地裁段階、高裁段階の判決のコピーをまた届けていただけませんか。先ほど国籍離脱の権利、憲法の規定、国籍法の規定、これを御説明いただいたわけでありましたけれども、一体国籍離脱の権利なるものがどのよう

に実際に活用されておるかということ、これをやっぱ御説明願ひたいと思ひます。まず、そういう事例がどの程度あるのか。そして離脱の理由はその申請の中にうたわれておったのだから、また、その離脱の事由についてあなたの方が何らかの審査を行うのだから、あるいは無制限に離脱したいと思へばアメリカに行かせる、あるいは中国に行かせるというふうなフリーパスにして扱ってきたのだから、そういう問題。それから、実際に今まであつた事例はどの国へ行ったのが多いのか。またこういう問題が裁判で争われたことがあるのかどうか。こういう点について御説明をいただきたいと思ひます。○政府委員(批田田榮助君) 離脱の実際の件数は年によって大分変動ございまして、過去三年ぐら

たいという方が離脱の届けを出してこられる。それからもう一つ、日本人の女性が婚姻外で韓国の男性の子供を産みます。そうすると、これは当然日本国籍を取得するわけでございますが、その後、韓国の男性が認知をいたします。そうしますと、婚姻と同じように韓国の国籍が付与されるわけです。二重国籍になります。そういう場合に韓国の国籍のみにしたいということでの離脱でございます。したがって、国内での百件のうちのほとんどは韓国、そういう関係でございます。妻である場合と認知された子供である場合が半々ぐらいになるかと思ひます。

それから、国外の百件と申しますのは、集中的に多いのがアメリカとブラジルでございます。生地主義の国で生まれた、そして日本国籍を留保するということで重国籍になっておるわけでございます。しかし、ずっともう生まれた外国で生活をして、日本の国籍を持っておるということが、それはどういう動機であるかわかりませんが、実際上要らない、むしろ場合によっては妨げになることもあるのかもしれないが、そういうことで離脱をするということが多いわけで、こういう方はこれは年齢まちまちでございます。現在でも大正年代、明治に生まれた方が離脱の届けを出されるということもあるわけでございます。その場合の背景になっております動機がどういふ事情でそういう気持ちになったかというの、実はちょっと私も知るすべもないわけでございます。

審査いたしますと、これは国籍法の要件が、先ほども話が出ましたように二重国籍であるということが要件になっておりますので、日本の国籍以外に国籍を持っているかどうかというこの審査はいたします。これは当該国の証明書を出していただくわけです。そうしますと、こちらではそれがわかりますので、そうすれば当然にもう既に離脱が生じておるということでございますので、現行法ではそれで官報に告示をして明らかにするという手続をとっておるでございます。

○寺田熊雄君 最後に、このことで裁判上争われたことがありましようか。

○政府委員(批田田助君) 答弁落として失礼しました。

離脱の関係について裁判上で争われたという事例は私聞いておりません。

○寺田熊雄君 今回の法改正は、論議がありましたが二重国籍の問題でありました。現行の国籍法の制定時に当たりまして、法務省は二重国籍を認めないという立場を重く見ておられたように思うのであります。これを、後で恐らく論議になりましようが、男女平等の原則に優先させるほどの、それほど二重国籍を認めないという立場を強く打ち出されたのであります。この二重国籍を原則として認めないという立場は今回の法改正でもとておられるように思うのであります。しかも、できるだけこれを減少せよとする方針を持っておられるように思うのであります。この際、特にこれは衆議院でも論議になっておるようでありまして、二重国籍を認めるべきでないとするのはどういふ合理的な理由に基づくのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○政府委員(批田田助君) 二重国籍を認めるべきでないというのは国籍法の中で言っておりますが、国籍唯一の原則というのが今これは国際的に承認された原則であるし、それをとるべきであるということでございますけれども、なぜ国籍唯一の原則というものがあろうかということになりますと、これは主権在民の国家におきましては国民というものは主権者になるわけでございます。それが数カ国の主権者であるということは、それ自体世界の国全体から見ますとこれは不自然なことでありまして、そういう面もございしますが、そのほか、例えば兵役の義務などがある国が多いわけでございまして、そういうような関係で他国の兵役に服する、場合によってはそれがもう一方の国籍を持つておる国との間の戦争にもなるというふうなことがありまして、大変本人も都合が悪いし、それから国としてもぐあいが悪いというこ

とになるわけでございます。そのほかにも外交保護権の行使だとか、あるいは犯罪人の引き渡しだとか、そういう関係につきましても問題が生ずるわけでございまして、したがって、重国籍というものはこれはないことが望ましい、まあ原則であつて、その他の理由によつて重国籍になるというところはやむを得ない場合に限られるだろう、それもあるべくは解消するという方策がとられるべきであるというところは、これはどの国でも考えているところではないかと思ひます。

○寺田熊雄君 この点では、先ほど私が紹介した世界人権宣言の第十五条、これも英文で見ると「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。」「エブリワン ハズ ザ ライト ツー ア ナショナルリティー、一つの国籍」という英文になっておるようであります。それから、先ほどの国際人権規約の児童の権利も、エブリ チャイルド ハズ ザ ライト ツー ア クワイア ア ナショナルリティー、一つの国籍を持つ権利」という規定になっておる。

私のところにはしばしば市民団体なり、あるいは弁護士の方などで二重国籍を是とする人々が来られて、二重国籍を認めるべきであるという意見を強く述べられたことがあるのですが、そういう場合に、世界人権宣言や世界人権規約の中にも「ア ナショナルリティー、一つの国籍」というのがあるよと、ダブった国籍を持つ権利というものを否定して、もしもそれがダブつていいというならば、この場合でも特に「ア ナショナルリティー」とするわけがないじゃないかというようにも申したのであります。それから条約でも、国籍法のい触についてのある種の問題に関する条約であるとか、それから先ほど局長の言われた重国籍の減少及び重国籍者の兵役義務に関する協定というふうな協定もある。さまざまな点から私も重国籍というのはどうだろうかという点の考えを持っておつたのであります。これ今局長の御説明では大体世界的な傾向だというふうな話がありましたね。ところが一方必ずしもそうでないのだからとて頑張る学者もおるわけですが、各国の法制その他に似

てこれはもう普遍的な世界的な傾向だというふうに言えますか。つまり重国籍を認めない立場が普遍的だと、これ言えますか。

○政府委員(批田田助君) 各国の国籍法それ自体を見ますと、いわば二重国籍を放置しているのかごとき法制の国もそれはないわけではございません。ただ、各国では重国籍というものはこれはぐあいが悪いものなんだ、望ましいものではないのだということの考え方は十分基礎に持つておるところであると考えられます。

御承知のとおり一九三〇年の条約におきましても重国籍はやめようという条約もできておりますし、それから一九七七年のヨーロッパ理事会の閣僚評議会の決議でも重国籍はやめよう、そのために選択制度というものを導入すべきだというふうな決議もしておるところでございます。それからまた、重国籍の者についていろいろな要するに自国に対する忠誠といふことが、そういうようなものを裏切るようなことがあれば、どんな重国籍を外してしまうというように形で解消するという法制をとつておるところもございしますが、いづれにしても各国の国籍法に表面に浮かび上がつておるところについては必ずしもはつきりしない面はございすけれども、どうももろもろの条項あるいは条約などを見ますと、やはり重国籍というのはあつてはならない、これは解消すべきものだという考え方は各国ともとおつておるようでございます。

ただ、その望ましくない重国籍を解消する方策としてどのような方策がとり得るかという問題がもう一つあるわけでございます。ヨーロッパでも、先ほど申しましたように、ヨーロッパ理事会で重国籍は望ましくないもので、選択制度というので、ある一定の年齢に達したところにはどちらか一つにしてしまふということにしようという決議を閣僚評議会でもいたしておるわけでございすけれども、ただ、いざそれをどうやって実効あらしめる制度にするかということに各国は頭を痛めたようでございます。

イタリアはその決議の線に従った国籍法に変えておるといふに承知いたしておりますけれども、ほかの国ではなかなか難しい。これは陸続きの国であつて、しかも非常に入りが激しくて、いふやうなこともあるのでございまして、日本においては戸籍制度と握るというものがございまして、したがひまして、自国民の把握というものが非常に明確にできておるわけでございますけれども、そういう戸籍制度を持つておるといふのが非常に少ないといふやうなことから、どういふやうにして重国籍者であることを政府で把握してやるかということが非常に困難だといふやうなところから、いろいろ検討した結果、選択の制度はとり得ない、したがつてむしろ個々の弊害、重国籍による弊害、例えば兵役なんかに近隣諸国との間に協定を結ぶことによつてその弊害をなくしていくといふやうな個別的な問題の処理という方向で考えようといふやうな傾向にあるように思ひます。また一方、社会主義の国におきましては、重国籍については非常に厳しい態度をとつておりまして、重国籍者はもちろんあつてはならないといふことがこれは全面的に出ておるところでござい

ます。

○寺田熊雄君 今社会主義国家の場合を次に私もお尋ねしようと思つたのですが、例えばソビエト連邦、それから中国等の国籍法を見ますと、二重国籍者はもう認めないといふことに、もうきつぱりと二重国籍を否定する態度を貫いていますね。これはやはりどちらか祖国防衛の義務というやうな、そういう中誠義務を国民に課するといふやうな点が強く作用しているのではないかと、いふやうな私は感じを持つたのですが、これはどういふやうに理解しておられますか。

○政府委員(批田田義助君) 外国の法制でござい

ますので、私もよくわかりませんが、今おつちやつたように、一つの社会主義国家を建設していく構成員としてほかの国の国籍を持つてゐる者といふのは、これはふさわしくないといふ、

そういう考え方を持つてゐるのではなからうかと想像いたしておるところでございします。

○寺田熊雄君 この問題は我が党の中でもやはり議論のあるところであります。二重国籍を是認する人々もかなり有力であつたのでありますが、例えば韓国籍と日本の国籍と両方持つてゐる男性があるとする、そうすると、韓国でも韓国人の妻をめぐつてこれが普通の正常な家庭を営んでおる、日本人の妻を持つて日本において健全な家庭を営んでおるといふやうなことが二重国籍の場合には考えられますか、二重国籍を是認するところ、この点どうでしょう。

○政府委員(批田田義助君) もちろん韓国との関係で、重国籍であつても普通の場合には、何といひますが、平穩な普通の家庭での生活といふものはあり得るだらうと思ひます。ただ、兵役義務の関係で場合によつては問題が生ずるということもあり得ようかと思ひますが、そういうやうなことでなければ、何といひますか、普通の関係では問題はないと思ひます。ただ、重国籍であるといふことをいふば悪用するといひますか、重国籍である場合には要するに出入国の関係、それから居住の関係でどちらも保護されるということになるわけでございますので、そういう関係を悪用するといひますか、そういうやうなこともそれはあり得ないことではないといふやうには思ひますが、各御本人がどちらかにずっと長い間居住をして生活しておられるという関係だけならば、これは別にその問題は生ずるところはないのではないかとと思ひます。

○寺田熊雄君 局長の御説明わかるけれども、今私がお尋ねしたのは、二重国籍で、韓国の国籍と日本の国籍を持つ男性が韓国でも韓国人の妻と結婚をして正常な家庭を持つ、これは法律上の家庭を持つ、日本でも日本人の妻を持つて、そういう正常な夫婦関係を持つ、正常な家庭を持つといふことが重国籍を認めた場合にはあり得るかと言つてお尋ねしたのであります。

○政府委員(批田田義助君) その関係は重国籍であるかどうかは直接関係がない、法律的にはそういうことにならうかと思ひます。

○寺田熊雄君 それはどうしてですか。ちよつとよくわからないが、日本人であれば、韓国へ行つて韓国で正常な家庭を営み得ないでしよう。戸籍、法律上の婚姻といふのは、ああそうか、養子に入るか。しかし、そうすると日本の戸籍だつて重婚になるね。これはやっぱり重国籍の場合だけしか考えられないではないだらうか。

○政府委員(批田田義助君) ちよつと私御質問誤解をしております。恐縮でございますが、何といひますか、登録制度が違ひますので、今おつちやつたのが重婚の問題であるといふれば、その重婚は結局把握できないといふことで、両方いゝわば戸籍に載つたりしまして起ることといふことはこれは可能性としてはないわけではありませぬ。

○寺田熊雄君 それは確かに重婚には違ひないけれども、届け出をして両方の国でそれぞれが正式の婚姻をして平然としておるといふことが重国籍の場合あり得るでしよう。もちろん重婚にはなるのでしやうね、それ。

○政府委員(批田田義助君) それはそういうことはあり得るわけでございます。日本の方では届け出を受理いたしまして、日本の国籍を持つておりますから日本の戸籍の上での記載がされまして、そして婚姻が成立する。ところが、韓国籍もあるから韓国の方の戸籍にも載つておるといふこと、韓国の方で韓国の方式によつて婚姻をいたしますと、それは重婚関係は成立するといふことになりまして、しかし、それがわかつた場合にその重婚の解消と同じやうな問題は生ずることにならうかと思ひますが、要するに、日本人であるだけの場合には戸籍のところで重婚がチェックをされるというチェックがされないという意味では重婚になる、その可能性がこれは出てくることは否定できないと思ひます。

○寺田熊雄君 私は、党内で議論になったときに、その一つの実例を言うて、やっぱり重婚を生ずる可能性を持つやうな重国籍はまずいじやないか、一つの事例にそれを引いたわけでありまして、それから、重婚を認めると、これはどこでストップさせるか。例えばドイツ国籍とフランス国籍の両方の国籍を持つた妻、それからイギリスとアメリカの国籍を持つた夫、この二人が結婚して子供がでると、もしも重国籍を自由に認めるといふと四重国籍になるでしよう。これはどうですか。

○政府委員(批田田義助君) それは四重国籍になりますし、またその子供さんが四重国籍を持つてゐる方と結婚して子供ができれば八重国籍にもなつてまいるわけでございます。

○寺田熊雄君 そういうやうな、とめどがないじやないかといふことを私は議論をしたのであります。結局この重国籍を認めるというのは、認めよという議論の人は、子供の場合には重国籍を認める方が利益があるのだといふやうなことを主張する人もありました。国際結婚をした方々の間に、ドイツ人の奥さん、それから日本人の旦那さん、この間に生まれた子供はそれぞれの血を引いておる、またそれぞれの文化といふものを背負つておる、だから重国籍でもいいじやないか、これは当然じやないかといふ議論がありました。私は、そういうロマンチックな問題じやないのだ、国籍というものは専ら法律的な国家との関係であるのだ、国家も義務を負うし国民も義務と権利を持つのだから、そういうロマンチックなことで国籍を左右することはできないよといふやうなことでいろいろ議論をしたのであります。一体突き詰めた考えをした場合に、重国籍を認めないといふのは、国家にとつてそれが有用なのか、それとも結局は個人にとつてそれが利益になるのか、その点の突き詰めた考え方を言ひますとどういふことになりましか。

○政府委員(批田田義助君) それは国家にとつても不利益であるし、本人にとつても不利益である

八

ということが言えようかと思ひます。ただ、本人にとりましては、利益といふか便利であるといふ場合があるといふことでございまして、これは利益の面を強調される方は、二重国籍はこつちにとつては利益なことなんだといふことを言われまふけれども、私は、兵役の衝突とか、あるいはそれは法律的問題を離れましていろいろなことでも重国籍であるといふことは不利益を受けることも多々あるかと思ひますので、重国籍といふのは国にとつても不利益であり、また当該本人にとつても不利益なことではないかといふふうに考えます。

○寺田熊雄君 それから、重国籍を認めよとする論者が法務省に重国籍を認めることによつてどういふ不都合が生ずるかといふ事例の提示を求めたのにもかわらず、法務省はその事例を一向に提示しない。したがつて、具体的不都合の事例は起きてないのだと言ひ方もおられたのであります。が、これに對して法務省は具体的にこゝういふ過去において不都合な事例もありましたといふものがあつたら、この際説明していただきたい。

○政府委員(批田泰助君) 私どもはさういふ説明を公式に求められたことではないのでありますけれども、不都合な事例といひますと、戦後は國際的な緊張關係といふものが日本では直接ありませんし、それから兵役の關係も日本ではなくなりましたので出ておりませんけれども、過去にはこれはかなりあつたと思ひます。

テレビドラマなどでもさういふようなことが時時出てまいりますが、殊に戦争中に日本の捕虜收容所の通訳をしていた日米の重国籍者が、それがいわばアメリカに對する忠誠を裏切つたことになるといふことで処刑されたような事例もあるわけでございます。さういふようなのが理論的に直接重国籍者の弊害であるかどうかわかりませんが、本人にとつては、恐らく捕虜收容所の通訳をしてゐるときには、自分は日本の國民として、そして日本側の捕虜收容所の運営のために参加をするといふつもりでやつたといふことであらうと思

ひますけれども、他面、アメリカ側から見れば、それはアメリカに對する裏切りだといふ評價を受けて、そして処刑されるということになるわけでございます。さういふぎりぎりのところが出てきたときには本人にとつても非常に過酷な結果を生ずることもあり得るだらうといふふうに思ひます。

○寺田熊雄君 さういふ説明は過去において私も伺つたことがあります。これは法務省にさういふ何かアメリカの判決みたいなものが残つておるわけですか。もしあれば、さういふアメリカの判決をいただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(批田泰助君) それは後日提出いたします。

○寺田熊雄君 先ほど各國の法制も大体入手なしたといふ御説明がありました。が、条約は私も大体手に入れておりました。それから主だつた國の國籍法もイタリア以外は大体持つておるのであります。各國の法制もいづれも重国籍を認めないといふ立場を、日本と同様にさういふ規定を持つておりますか。

○政府委員(批田泰助君) これは社會主義國のようにはつきりした規定を設けてゐるとは限らないわけでございます。その条文の上からは重国籍者があるといふことを特段排除するといふようなことは必ずしもあつたわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、ほかのいろいろなところの条文とか、それからその國が結んでゐる條約、さういふようなものを総合してみますとやはり重国籍といふのは望ましくないといふふうな考え方に立つてゐるなどといふ、さういふ想像ができるかと私も考へておるところでございます。

○寺田熊雄君 これ衆議院でも論議がなされてゐるようでありまして、重国籍者のトータルはやっぱりつかめないのですね。それで、もしトータルつかめたら言つていただきたい、つかめなければ結構ですから。それから、日本の場合、重国籍はどういう原因で生じてゐるのか、また今後ど

ういふ原因で生じてゐるのか、どこの國と重なつてゐる事例が多いのか、こゝういふような点で御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(批田泰助君) 現在日本國籍を持つてゐる者で同時に外國籍を持つてゐる者の数は把握いたしておりません。ただ、最近の統計を見ますと、出生地主義の國で生まれた日本人の子供さん、これが留保届を出すことによつて二重國籍になるわけでございます。その留保届の件数が年間に約二千八百人ほどあります。これが重國籍の現行法における一番大きな理由であり、またその数字にならうかと思ひます。

このほかに、血統主義をとつております國が次に父母兩系主義に改めつつあります。したがうして、さういふ國の女性と日本人の男性が結婚をしまして、そこに子供さんが生まれますと現行法のもとにおきましても重國籍になるわけでございます。これが何人ぐらゐるかといふのは、実は私もよくつかめておりませんが、先ほどの留保と合せて見ますと、現在年間に重國籍者が生ずるのは三千人ぐらゐりではなからうかといふような大きな感觸でおるわけでございます。

現在には主に出生地主義で出生した日本人の子供といふのが重國籍が生ずる主たる原因でございますけれども、今後我が國が父母兩系主義といふことになりますと、血統主義との關係でかなりの重國籍者が出てくるだらうと思ひます。殊に在日の韓國人あるいは台灣系の方、さういふ方との婚姻によつて生まれるといふようなことが重國籍を生ずる大きな理由になつてくるだらうと思ひます。

ただ、韓國がまだ父系主義をとつておりますので、韓國との關係での國際結婚から生まれた子供さんが全部重國籍になるというわけではございませんけれども、韓國も婦人差別撤廃條約に署名はいたしてゐるようでございますので、もし韓國でもさういふことになれば、これはかなりの数が日本國內において重國籍者として出生するといふ可能性が出てくるといふふうに考へます。

○寺田熊雄君 何か衆議院では、國際結婚が大体年間八千組くらいあるので、もし兩系主義のこの法案が成立すると、それによつて生ずる重國籍の子供の数は大体年間一万人ぐらゐりになるのじやなからうかといふようなことを言つておられますね。この数字はやっぱりそのとおりですか。

○政府委員(批田泰助君) これは全くの推測でございます。國際結婚が八千組あるといふのは、これは事實でございます。それから、その間に生まれる子供さんがどれくらいだらうかといひますと、大体今一夫婦について一・七四の割合で子供さんが生まれるといふ統計もございまして、さういふ数字を掛け合わせ、なお先ほど申し上げましたように韓國女性と日本男性とが結婚した場合には重國籍にはなりませんので、さういふ要素を差し引きますと一万人ぐらゐりかなといふこととでございます。これはもう全くの腹だめ的な推測でございますが、大体しかし一万人ぐらゐりはふえようかといふふうに考へております。

○寺田熊雄君 時間が參つたようですが、國籍法のていへんについてある種の問題に關する條約といふのが一九三〇年四月十二日にヘーグで署名されております。それで、これは一九三七年七月一日に効力が生じております。日本は署名したが批准してないといふのであります。これは内容を見ても重國籍と無國籍をできるだけ消滅さしていこうといふ、さういふ立場に立つての規定のようであります。

最初の前文を見ましても「國際的共存團體の全員に各個人が一個の國籍を有すべきであり且つ一個のみを有すべきであることを認めさせることが右の團體の一般的利益であることを確信し、従つて、右の事項について人類の努力が向けられるべき理想は、無國籍の場合及び二重國籍の場合をもに消滅させることにあることを認め、」云々といふ、こゝういふ前文があります。こゝういふことにかんがみると、この條約、内容を見ましても我が國も批准しても差し支えないのじやないかと思ひますが、これは局長、どんなふうにお考へになりますか。

ちよつと確かめます。

はないというふうにか

無制限に保障が行われ

れるのか。重国籍者は

かと思ひますけれど、

いう異なる取り扱いを

○飯田忠雄君 日本人

議員になるなんていふ

適用になるか、つまり

これは行政、政治の門

なるから、これ気をつけて御答弁願います。よろしくお願ひします。

○政府委員(関守君) 先ほど申し上げましたように、重国籍者につきましては日本国民であると同時に外国の国籍を有するという特別の立場の方でござります。こうした重国籍者の参政権あるいは公務員になる能力の制限の可否の問題につきましても、結局はそれが合理的なものであるかどうかという点にかかるとござります。これを判断いたしますには、やはりその制限を必要とする事情あるいはその制限の内容、程度などなどを慎重に考慮いたしまして判断すべき問題である、こういうふうに考えております。

○飯田忠雄君 どもも抽象的な言葉ではつきりしませんので、具体的にお尋ねいたしますが、二重国籍者、これは日本の国籍を与えたと外国の方で国籍の離脱を認めなければ二重国籍になりましかね。そういう人が憲法十四条を盾にとつて自分も被選挙権があるのだと、こういうわけで衆議院議員の立候補を届け出たとしてしまふ。この場合に、法制局の御意見として恐らくこれは選挙管理委員会の方からどうだと言つて聞いていると思いますが、そのときにどのような御返答になるのかお答えを願います。

○政府委員(関守君) 今のような問題につきましても、憲法十四条というのは、先ほど申し上げますように物事の性質に応じて合理的な異なった取り扱いをすることまでを禁じているわけではないということでございますので、今こゝでちょっとその点についてどうというふうに申し上げにくいのでござりますけれども、そういう制限をすることの可否についても、今申しましたようないろいろなそれを判断するべき要素というものを勘案いたしまして検討を加えるということになると思ひます。

○飯田忠雄君 今私のお尋ねしたのは、選挙権とか被選挙権を与えるかどうかということなんです。それで、これはもう明確にお答えできると思ひますが、つまり重国籍者、これは外国の主権に

奉仕する義務を有する者でしょう。国籍を持つておる以上はその国の国民ですから、その国の国民は国の主権者です。例えばアメリカの国民はアメリカの主権者でしょう。同時に日本の主権者である。そういう場合に被選挙権を与えるということになりますと、アメリカの国に忠誠義務を尽くすことを要求されておる人が日本の国会議員になる、場合によっては自由民主党に属すれば総理大臣にもなる、こういうことになりましよう。そういう場合に具体的な条件を考えてなんといつたやうなことで済むかどうか。いかがですか。

○政府委員(関守君) 御指摘の点は確かに大変問題になるところであると思ひますけれども、この点につきましては、事柄が重大でござりますだけに、その判断になります要素というものは、やはり十分に考えて判断しなければいけない問題だといふふうに思つてござります。私も先ほど申しましたように憲法十四条というのは合理的な差別を禁止するものではないと考えておりますので、一概にそういう制限ができないものではないといふふうには考えておりますけれども、今すぐ選挙権なり被選挙権の制限についてどうかということはなかなか難しい問題だらうということ、さらに検討させていただきたいといふふうに考えるわけでござります。

○飯田忠雄君 私は私の意見をちょっと述べますが、憲法には権利の乱用というのを禁止しております。これはお認めになりますか。権利の乱用はできない。これは最高裁の判例にもあります。権利の乱用は認めないのです。

そこで、主権国家の立場から考えますと、二重国籍で外国の国籍を持つておる人が日本の憲法を盾にとつて主権国家に反するような権利を要求するといふことは権利の乱用ではないか。権利の乱用であれば、憲法上認める必要はないのではないかと私は考えますが、法制局はどうお考えになりますか。

○政府委員(関守君) 重国籍者になるということとは各国の国籍法の法制の違いによりまして生じ

てくるわけでございまして、それによつてそれぞれの国の法制のもとにおいて参政権が得られるといふことになりましかね。その権利があるといふことになったからといって主張できないということに必ずしもならないのじゃないか。それが権利の乱用になるというふうには私は考えておりません。

○飯田忠雄君 もし法制局のそういう御意見が日本の政府の有権解釈であるとする、父母両系主義は認めることはできません。国家の主権を危うくする。

最初お聞きしたことをもう一度お尋ねしますが、あなたは主権国家の要件を御存じですか。国家の要件は昔から憲法の初めのところに書いてあります。主権と国民と領土の三要素を排他的に保持することなんだと。主権を一つ二つの国で共有すればおかしいことになりましよう。これはもう例えれば従属国が強い国に隷属する形しかないのです。例えば日本の国がアメリカの属国になった場合に主権の共有ということが行われる。そうでない限り独立しているから主権の共有はあり得ないのです。それから領土の共有もあり得ないでしょう。領土の共有といふことは觀念的なものなんです。

今日、二重国家がござります。二重国家と言つては悪いが、朝鮮半島の状況、それからドイツの状況、こういうところにおいては、一つの国を二つの政府で事実上分けておられますけれども、觀念上は一つの国なんです。台湾と中国の関係もそうでしょう。実際は分けておつても觀念上は一つの国でしょう。だから、こういうものを私は私流の考え方で二重国家と言つてゐるんです。一つ、二つのところに二つの国が重なつてゐるから。觀念上です。そういう場合以外には領土の共有はあり得ない。そうした二重国家というのは本来独立国家ではないのです。觀念上の国家なんだ。事実上の独立国家ではない。今韓国と北朝鮮の場合、北朝鮮という言葉が悪ければこれは正式の名前で言つてください。この場合に、事実上は二つ

の国なんです。しかし觀念上は一つの国、それは領土の共有をしているからです。領土の共有といふことは觀念にすぎないので。そういう問題があります。

次に、国民の共有といふのはどういふことなんだと。国民の共有といふことになりますと、これもまた国家の三要素のうちの一つを共有することになるから、独立国家としての要件を欠くことになるでしょう。例えば重国籍者が国民の過半数を占めた状態を考えてください。これで独立国家と言ひ得るかという問題があります。両方の国家に忠誠を尽くす者が半分以上おるのです。そういうようなことは觀念的だとおっしゃれば觀念的かも知れませんが、そういうことは許さないのが主権国家のこれまでの考え方でしょう。

政府では従来の考えられてきた主権、国民、領土の三要素を排他的に保持するのが国家なんだ、独立国家なんだという考え方を放棄されておるわけですか。その点お伺ひいたします。

○説明員(河村武和君) お答え申し上げます。基本的な要素としては先先生の挙げられましたような要素を持つものが国家として成立するといふことでございますけれども、一般的に先生の言われましたことを国際法の書物等に則して申し直させていただきますと、一定の領域においてその領域にある住民を統治するための実効的な政治権力を確立している、言いかえれば一定の地域と人民を基礎に統治組織が確立しているということが国家としての要件であると、このように言われておると申せると思ひます。

○飯田忠雄君 それは私が申し上げたことを言い直しただけで。結局内容は同じでしょう。

だから、これは今は法案を審議しているのですから。そして私も今皆さんに質問するのは、これは法案審議に当たつてのいろいろの調査なんです。私の意見を皆さんに押しつけたら、皆さんの単独の意見を聞くこととしてゐるわけじゃない。これは国政調査なんです。国政調査ですか

ら、議論やって負けた勝ったなんというところは考えないでやっていただかないと困るわけ。私が質問して詰まっちゃったから負けたなんて考える必要はないのですよ。負けたということになると、それは従来の考え方が間違つておつたのだから、またいい方法を考えようということではないわけですからね。そういう態度でひとつ御審議をお願いいたしませんか。これはけんかじやないのですから、お互いにいいものをつくろうとするための努力なんですからね。それで皆さんの方は割が悪いんですよ。調査してきて答えなければならぬから割が悪いけれども、それは月給をもらっている以上仕方がないということで我慢をしてもらわぬと困るのですね。じゃ、次に行きます。どうも私は皆さんの答弁が余りにも形式主義に流れて本質を論じようというところに欠けているように思う。それはそれとして次に行きます。

先ほどの続きですが、重国籍者というのが法のものと平等の主張をして、主権国家として許すことができないような権利まで要求するということになりまして、これを権利の乱用として排除できるといふふうに私は考えるのですが、私の考え方は誤りであるということこそ政府の御見解ひとつ論理的に論破していただきたいのです。どうかお願いいたします。これを論破していただくかぬと困るわけです。

○政府委員(枇杷田泰助君) 私どもは二重国籍というのは国家というものの考え方から望ましい存在ではないというふうに考えております。したがって、二重国籍者につきましても日本国籍も持つておられますから、その面におきましては憲法十四条の法のものとの平等は原則的にかぶるといふことは、これは当然であらうと思ひます。しかしながら、二重国籍であるということは一つの特別な事情でございまして、この事実に着目をして、全体として不合理な面があれば、そのものについて特別な取り扱いをするということは十分あり得ていい、むしろそうあらねばならないという考え方を持っております。したがって、今

度の改正法案におきましても、二重国籍者につきましてはどちらかの国籍を選択しなければならぬという、そういう特別な義務を課しますし、また重国籍者が日本国籍の選択の宣言をしていながら、なお他国において、もう一つの国籍の国において公務について、そしてその宣言の趣旨に反する場合にこれは日本の国籍を喪失させるというような措置も、これは当然憲法の上からいっても許される、そういう範囲内のことであるというふうに考えておる次第でございまして。

○飯田忠雄君 権利、つまり国籍を放棄させるといういふことも相手の国のあることですから、相手の国が許さぬという法制、国内法を持つておる場合、できないでしよう。そうしますと必然的に二重国籍になるわけですね。そういう二重国籍者になぜ日本の国の政治を任せなければならぬのかという点を私今問題にしているのです。だから、これは先ほど端的にお聞きしたのでありますが、被選挙権があるのかというところでひとつお答えをお願いいたします。あるのかないのか。

○説明員(小笠原臣也君) 御案内のように、公職選挙法は国会議員の選挙のみならず地方公共団体の長、議員の選挙にも適用されますし、また土地改良区の選挙等にも適用されておるような法律で一般法になっておるわけでございまして、その十條で被選挙権について一般的に定めておるわけでございまして、一定年齢以上の日本国民は衆議院議員または参議院議員の被選挙権を有するというふうに定めておるだけでございまして、重国籍者であるということだけでそれを排除するというような規定の内容になっておらないわけでございまして。

○飯田忠雄君 それは従来重国籍の弊害が日本では起こらなかったからでせう。今後は父母両系主義を認めますと二重国籍者が相当出てまいります。また頭のいい優秀な人も出てくるでせう。頭がいいから日本の総理大臣にしたいというところにはならないわけなんです、問題は外国とツーッでないかどうかの問題なんです。二重国籍だつたら外国とツーッになつた文句言えないで

しょう。だから今私はこれを問題にしているの、現在の選挙法に書いてないからといったようなことは理由にならない。選挙法を変えたいの、です。当然選挙法を変えるというのを私は要求したいというふうになりましよう。そういう点はどうですか。

○説明員(小笠原臣也君) ただいま現行の公職選挙法の規定の仕方について御説明を申し上げたわけでございしますが、私もそういうふうな解釈しておるわけですが、仮に今後この問題といたしまして立法論としてどうするかという問題になりまして、先ほど法制局の方からも御答弁がございしましたように、二重国籍者の被選挙権から排除することが合理的であるかどうか、二重国籍者といつてもいろいろな態様があるかと思ひますし、被選挙権といつてもいろいろな内容があるかどうかと思ひますので、その辺を合理的であるかどうかといふことを慎重に判断をして結論を出すさなければいけない問題ではなからうかと思ひます。

○飯田忠雄君 これは国家、国というものの成り立ちは何であるかということをお頭に置いてひとつ御答弁願ひたいのですが、今こは行政の論議をしていくのじゃないですから、立法の論議ですから、立法でどうあるべきかという問題ですよ。それで、今重国籍者であってもこれに被選挙権を与えようかどうかは慎重に考慮しなければならぬとおっしゃったが、重国籍者がもし日本の被選挙権と欲しければ外国籍を逃れるというのを宣言すると同時に、日本に忠誠義務を誓つて、外国に對しておまえの国には属さぬぞということを通告する。そして強制的に離脱を要するとか、あるいは國連の方に調整を求めてそういう問題の解決を図るとか、あるいは事前に国際条約をつくつておいてそういうような問題については解決を図るとか、いろいろな問題の解決方法がございまして、う。そういう解決方法を考えないで、今の国籍法で父母両系主義をただ漫然と決めて、その上、憲法十四条の適用があるのだなんていうふうなお考

えを持たれたのでは、これは私どもは大変不安を感じるわけですね。

なぜかという、現在我が国は自由主義国家だ。自由主義国家においては法をつくるときに厳格につくつておきませんと後から手直しは難しいのです。殊に我が国の場合には世界各國の協力を得て独立を得ている。憲法の前文にそうあります。世界各國の協力を得なければ独立は保てないところなんです。そういう国において、世界各國から干渉をいや応なしにやられるような国家体制をつくることは大変危険であると思ひます。二重国籍者に日本の政權につくことを許した場合に、その二重国籍者は必ず強い方の国籍の方に付きます。弱い方につかない、弱い方につけばやられるのだから。弱い方は常に強い方からの圧迫の手がでるだけなように防衛国内体制が必要であると思ひますが、この点についてはいかがですか。政府の御答弁、どなたでもいいですが、法制局から順繰りに言つていただいていいですよ。

○政府委員(枇杷田泰助君) 今度国籍法が改正になりまして父母両系主義が採用されますと、重国籍者がふえてまいります。それが、それがどのようなところで問題になるかといふことは十分に検討しなければなりませんけれども、この法案が成立しました後には、各法域の分野におきましてそれぞれ重国籍者に対してどういう対応をするかということが検討されるのではなからうかと思ひます。

○飯田忠雄君 それでは、問題を変えますが、現在、世界各國で重国籍を当然のこととして採用している国家がございまして、つまり国籍というものは重国籍で結構だという立場で国内法を持つておる国はございまして、

○政府委員(枇杷田泰助君) 私どもの調べた結果によりまして、どこの国も国籍唯一の原則というのを国籍法の原則として考えておられるように思ひます。ただ、その原則をどこまで強調するかというところは各國によつて差があるようござい

して、午前中にも話が出ましたけれども、ソビエト等の社会主義国家におきましてはおおむね二重国籍というものは明確に排除するという規定を設けております。そのほかの国につきましては、重国籍が出るという事はやむを得ないことだといふふうには考えておりますけれども、しかしなるべくそれを排除するような方法を何らかの方途で考えております。出生の時点で生じないようにするとか、あるいは出生後何かの事由でそれを排除するような方法をとるといふふうなことで、各国の法制がまちまちでございますが、なお多くの国の中には外国の公務につくとか、そういうような場合には自国の国籍を失ってしまうというように措置をとっております。外国では国籍単一主義をとらうとしておるし、殊に共產圏では絶対的にそれをとっておるというお話でございましたね。そうしますと、今日世界は世界単一国家じゃないのですよ。たくさん主権国家の対立状態にある。主権国家の対立状態にある中で、ほかの国は単一主義をとっておる、我が国だけが重国籍を自由に認めるという事になりますと、政治的支配においてどういふ関係が起るかということをお考えになったことがあるでしょうか。これは国際政治の問題です。国際政治において重大な問題が生じます。どなたか、どうぞお願いします。

○政府委員(枇杷田泰助君) 確かに、重国籍者がふえてまいりますと、国際的にもいろいろ問題が出てまいります。これは御指摘のとおりでございます。したがって、我が国も、今度の父母両系主義によって重国籍者がふえていくであらうというふうなことになるかと、同時にそれを見かてに発生を防止するか、あるいは出た場合にはそれを解消するような方法を考えていかねければならぬというふうなことを考えておるところでございます。規定を設けたり、あるいは条約等でそれらの問題を解消する方途を講ずるといふふうなことに努力をしておるようには承知をいたしております。

○飯田忠雄君 それじゃ、これ、次の問題に入りませんが、自分の意思に反して外国の法律によって兵役その他の義務を強制せられた重国籍者、そういう重国籍者につきまして、日本国籍を持つておるのだという事を主張して、我が国は外国からの引き渡し要求を拒否し得るか。つまり外国は自分の国の国籍の者だからこれを我々の国に引き渡せと、こういうことを理論的に、理論的な問題ですが要求せられたときに、日本として、いやこれは日本国籍も持つておるから、おたくの方には引き渡すわけにはいきませんと拒否できるかどうか、こういう問題。この問題は抽象的の問題と同時に、力関係の問題とも加えて御答弁を願います。利益衝突の問題ですね。外務省おいでになっておりますか。

○説明員(河村武和君) お答え申し上げます。そもそも一般的に国際法上の観点から申しまして、国家は、自国民でありましようとか他国民でありましようとか、自国領域内にいる人を他の国からの引き渡しの請求に応じて引き渡さなければならぬという国際法上の義務というものには存在してない、このように言えると思います。

○飯田忠雄君 理論上はおっしゃったとおりですが、我が国が力関係で弱い場合、例えばいろいろ恩恵をこうむっておる国から要求された、具体的に言いますとアメリカ合衆国から日本が要求された、また武力的にとてもかなわない国、例えばソビエト連邦から要求された、言うことをきかなければ報復するぞという事になりかねない場合に、外務省はどういう態度をおとりになりますか。

○説明員(河村武和君) 私が御返事するのが適當かどうか疑問でございますけれども、今先生のおっしゃいましたようなケースにつきましては、まず日本の国内法の側面から考えなければならぬ点があるかと存じます。すなわち日本の国内法上、その人の意思に反してその人を出国させるという事は国内法上の要件を満たさない限り我が国政府としてとることができないことであらうかと、このように考えます。

○飯田忠雄君 じゃ、こういう問題につきまして国内法をつくることは、やはりいろいろ差し支えがあつて困るのでつくらない、つくらないでその場になったら適当に処置しよう、その方がいいではないかという御意見なのか、あるいはこの際につきりした国内法をつくっておこうという御意見なのか、いずれでございますか。これはどの所管ですか。法務省ですか、それとも外務省ですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 私は所管ではございませんけれども、私どもの理解しておるところでは、日本国民が日本に居住するということはこれは一つの基本的な権利だろふと思ひます。したがって、特段なことがなければ引き渡すということとはあり得ないと思ひます。ただ、その特段な事情としましては、犯罪人引き渡しの関係とかそういう条約が結ばれ、そして、その国内法上の手続がきちんと整備されておるといふ場合には、それののつとて引き渡すということがあろうかと思ひますけれども、それ以外に現行法では何も規定はないわけでございますし、その犯罪人引き渡しと同じような特段な事由があつて、国内的にもそれが承認されるような法的な整備がされなければ引き渡すということにはあり得ないのではないかと、このように考えております。

○飯田忠雄君 それでは次にいきますが、今の問題も実は金大中さんが拉致されたでしょう。ああいうことがありますので本当は問題があるのです。兵役の義務がある者を持つていかれるということは将来もあり得るのです。だけれども、今ここで論議しても皆さんを苦しめるだけだから、やめておきます。

次の問題に入りますが、世界人権宣言というのがございますが、その中に国籍変更の自由を認めております。人権宣言は、これは国連の総会で採択されておりますが、日本は国連に加盟してあるのですが、国連加盟国は人権宣言に書いてあることについてこれを守る義務があるのかないのか、その点まずお尋ねします。これは外務省ですか。

○説明員(佐藤俊一君) お答えいたします。世界人権宣言は、その前文において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する」と述べております。したがって、右から明らかとなつており、努力目標の宣言としての性格を持つておりますので、国家に対して法的義務を課するものではないと考えられます。

○飯田忠雄君 努力目標とおっしゃいましたね。努力目標というものは、努力を尽くすということをお願いしてない努力目標といったものもありましか。努力することを要求しておるから努力目標でしよう。いかがですか。

○説明員(佐藤俊一君) お答え申し上げます。人権宣言というものの意義というものも考えあわせまして、努力目標としてやはり世界の各国に対して提示されるという意味において採択されたものだと思ひます。

○飯田忠雄君 実はこれをお尋ねしましたのは、国籍の問題は日本の国だけの問題ではなくて外国が関連しますから、だから我が国の国籍を選択して外国の国籍を放棄したいという宣言をしたときには、これは当然国籍の放棄宣言なんだから、それを世界のどの国も認めるべき努力をしなればならぬのではないかと。努力をしなればならぬという事は、日本の国からその国に要求できるではないか、あなたのとこ努力してこれをひとつ放棄を認めてやってくれという要求は我が国においてする権利があるのではないかと。いうことで、あれば外務省でそういう要求をしていただくなければならぬ。それによって今度の国籍法の難点を解消するという問題になるわけですね。その点いかがですか。

○説明員(河村武和君) お答え申し上げます。今政治課長から申し上げましたとおり、世界人権宣言自体は各国に対して国際法上の法的な義務を課するといふような性格の文書ではございません。

ので、先生が申されたいわゆる要求する権利があるという事は、この世界人権宣言の存在ということからは法的には出てこない、こういうことかと存じます。

○飯田忠雄君 どうも私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、私の質問はこうなんです。人権宣言で世界各国は努力義務がありますね。人権宣言に書いてあることを認める、そういうことは先ほどおっしゃったわけで、それでいいのですが、努力義務があるならば我が国はその努力義務を行使してくれるように相手国に話をする事ができるのではないかと。それも努力義務の一種でしょう。相手に国籍放棄宣言をしたのだからおまえの国もひとつ認めてやってくれというのを交渉するのこの努力でしょう。日本にこういう努力義務があるのじゃないか。それは日本の外務省の仕事ではありませんか、ということをお尋ねしたのです。いかがですか。

○説明員(河村武和君) 一般的に申し上げまして、政府がある政策をとるといふ決定を行なうという事は当然のことながら可能でございます。人権宣言との関係において政府がどのような考え方に基いて、どのような国と交渉するかということとは個々のいろいろな問題に即して検討される、こういうことになるかと存じます。

○飯田忠雄君 それでは、これは将来の宿題にしまして次に行きますが、大分時間がたちましたので具体的問題をお尋ねしますが、外務省にお尋ねしますが、外国で子供が生まれますね。生まれました場合に出生届はどこへ出すことになっておりますか。

○説明員(池田勝也君) 御説明申し上げます。外国で生まれた子供の出生届は出生地の在外公館長、つまり大使館あるいは総領事館に届け出るか、あるいは届け出事件、つまり出生したという事でございすけれども、その人の本人の本籍地の市町村長へ郵送等によって届け出ることができるとなっております。

○飯田忠雄君 外国公館に届けますと、外国公館から本籍地に通知をしてくれますね。だから結局同じことですね。

そこでお尋ねしますが、子供が生まれたので日本領事館に届けた、今度の父母両系主義でいきますと、それだけでも日本国籍になりますね。届けたらず戸籍に載りますからね。日本国籍の留保をなぜしなければならぬのですか。留保ということは、これは届け出ることでしょう。留保の意思をしなければいけないというのは、どうも私わかりません。どういう意味なんでしょう、留保の意思というの。

○政府委員(批杷田泰助君) 留保を必要としておりますのは、外国で生まれまして、そして二重国籍になるという関係に立つ方について留保の意思表示をしていただかなければ日本の国籍は失われる、そういう制度でございます。

この留保制度をとりました理由は、外国で生まれたという事は我が国との関係の結びつきが一つその点では足りないといふことが言えます。それからもう一つ、二重国籍といふことでございすので、また日本との結びつきがそこで一つ足りないといふようなことになりまして、多くの場合には、一概には言えませんが、外国にそのままだを定住をして、日本の国籍が法的に仮に認められたにしても、それが形骸化してしまいうという可能性もあるわけでございます。そういうところから現行法におきましても留保の意思表示をしていただくといふことにしてあるわけでございます。ちなみにブラジルあたりの在外公館のお話伺いますと、出生によって日本国籍をも取得するのだけれども、ブラジルで生まれたということによってブラジル国籍も取得するわけでございます。

が、そういう方々の三分の二程度が留保届を出されるのではないかといふようなことを言っておられるわけでありまして。そういう方々から考えまして、留保制度というものがあつた方が形骸的な二重国籍というものを防止するためには必要であらうといふふうに考えておるわけでございます。

す。ただ、それを出生届を出さなければならぬといふではないかという御議論もあるわけでございます。けれども、出生届と申しますのは、これは日本国民である限りは当然出生届を出さなければならぬといふ義務が戸籍法上あるわけでございます。これは事実のいわば報告でございます。留保制度と申しますのは、特に日本の国籍をとどめておきたいといふことの積極的な意思表示でございます。その届け出としての性格が違つたわけでございます。したがって、理論的には出生届とはかに留保届といふものを提出していただくといふふうな、理論的にはそうせざるを得ないわけでございます。

ただ、現実問題といたしますと、出生届は出されども留保届は出さないという方は、これはまじな話でございますので、兼ねていいではないかといふふうな議論が出てくる余地はありますけれども、私どもはそういう関係では出生届に留保の意思表示を簡単にあらわすような、そういう届け書を用意いたしまして、なお在外公館でも、その留保の記載がない場合には確認をしていただくといふようなこともお願いしたいと思つてゐるのでありますけれども、そういうことによつて、事実上は出生届イコール留保届という形で運営されることを期待いたしておるわけでございます。

○飯田忠雄君 今御説明を承りまして、どうも理解しかねるのですが、父母両系主義をとりますと、父親の方も母親の方もこれは日本人である場合、どちらか一人が日本人である場合、それはどちらでもいいのですが、生まれた子供を在外公館に届けますね。在外公館に届けますと、それで当然日本の国籍があるわけで、届けることによつて戸籍にも載る、戸籍に載れば国籍の証明もある、そういう事態が完備されてしまふのですが、完備されてしまふのに、もし留保をしなければ国籍を失うといふのはどういふことなんでしょう。その点がどうも私はわからないのです。留保しなかつた

って日本国民として戸籍に載つて、それをなせまた留保しなければならぬのか。いかがですか。

○政府委員(批杷田泰助君) まず手続的なことから申しますと、出生届を出したときも留保届が出されない海外出生の二重国籍児につきましては戸籍には載せないわけでございます。これは留保届がありまから日本の国籍は出生にさかのぼつて失ふことになりまして、これは戸籍には載せないというのが戸籍の手続でございます。

なお、両親ともに日本人であるという場合に、生地主義の国で生まれた子供については何も留保届をしなくてもいいじゃないかといふふうな感覚もあるかと思ひますが、実は国外で生まれる子供さんで、両親とも日本人だといふ場合でありましても、これは例えば会社の関係で駐在しているとかといふふうな方もおられると同時に、非常に多くの方はいわば移民として向こうに永住するつもりで行つておられるという方もかなりおられるわけで、むしろ教としてはその方が圧倒的に多いかと思ひます。そういう場合に、生まれた子供さんについてはこれはずっとそこに永住するといふことになるわけだから、したがって日本の国籍を持つておつてもそれは形骸化してしまふだろうといふような場合には、その出生の時点ですつと整理をするといふ事は、はつきりしていただくという意味で留保の届け出をしていただくことがいいのではないかと、その留保制度をとつておる次第でございます。

○飯田忠雄君 そうしますと、留保制度というのは、日本の国籍を留保するのではなくて日本国籍を離れることを留保するのですか。

○政府委員(批杷田泰助君) それは日本国籍を留保するのではありません。

○飯田忠雄君 どうも話がわからないのですが、在外公館に届けまして、それが戸籍に載らぬといふことになりますと、これは重大問題だと思ひますよ。在外公館に届けば、在外公館は本籍地

にその旨を通知するのが当然のことなんです。通知すれば戸籍に役場は載せるのじゃありませんか。どうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) それは出生届が出ても、重国籍者である場合には、これは理論的には届け書を受け取るだけでございまして、留保届が出まないと、現行法で申しますと一週間後には日本国籍を喪失するということになるわけでございます。したがって、戸籍には結果的には載らないということになります。そういうことでございまして、出生届を現実にお出しになる在外邦人は、これは実際問題としますと、すべてこれ留保届をお出しになる方がございまして、したがって、日本国籍を積極的に残しておきたいという方が留保届はもちろんのこと出生届もお出しにならないという形になるわけでございます。

○飯田忠雄君 留保届の規定は、国籍法以外に留保をしなければ国籍を失うというのを決めた法律がありますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 国籍の関係は国籍法で定めるところでございまして、国籍法以外に定めている法律はございません。

○飯田忠雄君 現在、今度国籍法を改めるための審議をしているのでしよう。だから、法律案に書いてあるから、それを既定のほかの法律にも憲法が何かに決めてしまったように考えまして主張なさるのには、私はどうも納得いかぬのですが、そういうむだな二重になるようなことはむしろこの際やめて、出生届だけで済ませるといふ方向に持っていく方が完全でいいじゃありませんか。今出生届という規定がいいか悪いか、この問題を論議しておるのですから、その点いかがですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 立法論としてはいろいろあるかと思いますが、私も私どもは出生届というものの性格と、それから留保の届け出というものの性格が違ふものであるから、したがって、それぞれの届け出があることが必要だという考え方に立つてこの改正法案を作成しているわけ

でございます。

出生届といいますが、先ほど申し上げましたように事実の報告でございまして、事実の報告の中に日本の国籍を残しておきたいという意思表示が含まれているというふうに評価しても、それは規定によつてはできないのでありますけれども、しかし事柄の性質が違ふから制度としては出生届と留保届を二つ出していただく。ただ現実問題とすれば、その出生届の中に別の紙を出していただくのじゃなくて、一つの紙の中に日本国籍を留保するという項目を書き込みまして、それにチェックしていただければそれで両方が全うされるというふうな仕組みにしたいということを考へて今度の改正法案を考へておる次第でございます。

○飯田忠雄君 今度の改正案の第二条を見ますと「子は、次の場合には、日本国民とする」とあります。一が「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と、こゝははっきり書いてあります。もう生まれたときに父または母が日本国民であれば当然日本国民とする法律で決めているのです。だから、出生届というのはおつちやたつたようにもちろん届けであります。それは戸籍役場が届けなくてわからぬから、戸籍役場では戸籍に載せてもらわなければならないという証明にもなりませんので届けるわけなんです。けれども父または母が日本国民であれば日本国民なんです。あの問題はこれは手続の問題なんです。

それで、もう日本国民になつてしまつておる者に対してなぜ日本国民の国籍を留保しなければならぬのか。これは非常に疑問に思ふのです。これは父系主義をとつておるときには意味があつたでしよう。父系主義をとつておるときは、その場合は母親が日本人の場合に、将来子供に日本籍を持たしたいと思ふときには留保するということも意味がないではない。できるかどうかは別にしまして意味がないではない。しかし父母両系主義をとつておるのに、もう日本国民になつ

てしまつておる者にわざわざ出生届に留保まで書けといふのは、これは無用のことではないかといふふうに私は思つてしようがないのですが、これはどうでしょうか。もう一度御検討願ひ余地はないかどうか。これは大臣も今聞いておられて変にお思ひになりませんか。どうですか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 留保制度と申しますのは、先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、外国で生まれて、しかもその出生によつて二重国籍になる方が対象でございまして、それ以外の方は留保届は必要ないわけでありまして、この留保制度というのは、条文の規定でもおわかりのとおり、出生届の際に留保の意思表示をされないと日本国籍を出生のときにさかのぼつて失うという制度でございまして、したがって、御指摘のとおり二条の規定で日本国民を父または母とする子供が生れた場合にはその瞬間には日本国籍を取得するわけでございますけれども、留保しなければさかのぼつて失うということになっておるわけでございます。そういう制度でございまして、

そういう制度それ自体がいいか悪いかということになりまして、これは別問題でございまして、けれども、出生届を出すということ、いわば留保届の制度と同じことに評価をしたいということをもしてお考えになるとすれば、それは届けの出し方の問題だらうと思ひます。それは先ほど来申し上げますとおり、出生届というのは事実の報告を届けらるものであり、留保届というのは、もしなければ日本の国籍をさかのぼつて失うというふうな重要な意思を示すものでございまして、これは制度としては二つの内容だということで別々に考えざるを得ないのではないかと考えてございまして。

○飯田忠雄君 これはそういうわざわざやこしい制度をおつくりになることは、なるほど重国籍者を減らすためにやるといふことについては役立つかもしれないが、皆さんのように法律に詳しい人ならともかく、普通の人は法律なんか知らないのですよ。だから届けさえ出せばいいと思つて

出した、これは役場に例へば生れたと言つて郵送したとしましよ。役場に載せてもらったのだけれども知らぬ間に日本国民でなくなつちやつた、そういう事態をなぞつくり出さなければならぬのか。これは大変重大な問題だと思ひますよ。

そこまでやらなくても後で選択制度があるので、それから、離れたからたら選択して外国へ行けばいいことです。これは子供の時代に、生まれたときに既にそういうふういふや応なしに日本国籍から外すような、親の過失によつて外すような、そういう制度は設けるべきではないのじゃないでしょうか。むしろこの留保制度なんというものは要らないものであつて、出生届だけあればそれでいいと私は考へるわけですが、これは留保届をしなければならぬということになると、大変窮屈な義務を国民に負わせます。二重国籍者になるといふまでも、たまたま例へばアメリカに住んでおれば向こうの法律でなつてしまふのであつて、日本の法律でなつてしまふのです。親が日本人だから日本籍だとみんな思ひ込んでゐる。たまたま外国におつたために日本国籍が知らぬ間に消えてなくなるという、そういう事態を生ずるような法律は我が国としてはつくるべきではないのではないですか。と思ひますね。

こういう点は、これは非常に重要な点なので、特にお尋ねするのです。これはこういう法律、個々の点においては非常な疑問が多い法律なんです。が、そういう点について、どうでしょうか。これは、実はこういう点を衆議院において論議されて通してしまつて、法律にしてしまつてから国民を苦しめるということでは困ると思ひます。だから特にここで私は指摘をいたしますが、どうですか、この問題。

○政府委員(枇杷田泰助君) 出生届だけで足りるのではないかとこの点につきましては、出生届をするかしないかということと法律的な日本国籍を持つか持たないかということとは別の事柄でございまして、したがって、出生届をすることから日

本国籍に直接結びつくという事はできないかと思ふのでありますが、ただいま御指摘のように、留保制度というものをやめてしまつてそして将来の選択制度で賄ふべきではないかという御意見でございますけれども、その点も法制審議会においては十分に検討したところでございます。ただ、重国籍の場合に、どちらの国籍も同じようなウエイトで結びついているかといいますと、これはいろいろなケースがございますから一概には言えないでしようけれども、おおむねどちらかに偏っているといえますか、傾きがあるだろうと思われれます。その傾きの薄い方、そういうものについてはなるべく形骸的な国籍というものをなしにして、そして国籍単一の原則を維持していきたいというのが私どもの考え方でございます。その一つの方法として海外で生まれた二重国籍の方についての留保制度というものを残すことにしたわけでございます。

それはなぜかと申しますと、外国で生まれたという事実、したがって日本との居住関係の結びつきがひとつ少ないわけですから、二重国籍でありまして、これは生地主義の場合には両親とも日本人ということもありますけれども、血統主義で二重国籍ということになりますと、また血統的にも結びつきが弱いということになります。したがって、そういう海外で生まれた二重国籍の子供さんというのは、先ほど申しました傾きかけんがら申しますと日本へ傾かないという可能性が多いグループであろうということが言えると思ひます。現に先ほど申し上げましたように、ブラジルあたりでは両親が日本国籍を持つておる方あるいは父親が日本人であるという場合の子供さんについても留保届を出される、したがって事実上は出生届を出されるという方は三分の一程度だといふふうにも聞いております。そういうことでございますので、そういうようなグループに当たる方については、その際日本の国籍をなお残したいという積極的な意思を述べていただきたい、それによって日本の国籍を残し、もしそういう留

保届を出さない方は日本国籍を失うということにして、そこでひとつ重国籍の発生を防止したい、またそれにも合理的な理由があるであらうというふうに考えておるところでございます。

ただ、そう申しまして留保届というものの性質がよく理解できないとか、あるいは何かのことでその留保届が期限までに間に合わなくなるといふようなケースも中にはないもので、まず留保届の届け出期間を三カ月に延ばすことにいたしました。それからまた、留保届をしなければならぬことによつて国籍を喪失した子供さんについては、これは一定の条件のもとに日本の国籍を再取得をする、帰化ではなくて再取得をするという道を設けることによつて対処をするという考え方でございまして、私どもとしてはその留保届というのは二重国籍防止のためにはかなり有効かつ合理的な手段であらうというふうに考えておるところでございます。

なお、そういうことでありますけれども、御意見のように留保届をやめてしまつて選択制度だけにしたらどうか、二十二歳まで待てばどうかといふことも一つの議論としてはあり得ようかと思ひますが、ところが先ほど申し上げましたように、実態をいたしますと留保届を出さないような方は出生届もお出しにならないことがほとんどであります。そういう場合には、法律的には日本国籍を持つてゐるのだけれども、日本の国とすればその日本の国籍を持つておられる方を把握しないという状態が二十二年間続くわけでございます。

それ自体も一つの問題と同時に、今度の改正法案に盛り込まれておりますような選択制度は、選択を二十二歳までにしなければ当然日本の国籍を失うというのではなくて、法務大臣の催告によつてそれでも応答がない場合に日本国籍を失わせるといふ制度を考えているわけですから、それと把握していない日本国籍の方が殊に海外にたくさんおられるという方については法務大臣の催告が事実上不可能になる。そうしますと、催告による喪失もできないということになりまして、むしろ

形骸的な日本国籍を有する重国籍者が数多く一層残つてしまふというやうな結果にも至るであらうといふことから、留保制度と選択制度というものは両方相矛盾するものではなく、むしろ両方の制度を併用することによつて重国籍がかなり防止、解消できるのではないかと考え方に立つておる次第でございます。

○飯田忠雄君 国籍の問題ですから、特に重要ですから、もっと重ねて質問いたしますが、外国の移民ですね。移民の人は届けなければいけません。自分自身はもう移民だからこの地に定住すると。定住すると考えておる人は、先ほどもおっしゃいましたように留保届も出さぬとおっしゃいましたね。届けなければいけません。届けなければ日本の国籍に載らないのだから、それでいいじゃないか。これは法律では父母両系主義をとつて「日本国民とする」と書いてあつても、それは抽象的な言葉であつて、届けなければ日本の戸籍に載らないから、国籍の証明がないのですから、そうしたら国籍がないと同じなんです。それで移民の人はいいではないか。一々わざわざ留保をせよとかせぬとかといふやうなことは無用なことであつて、いやなら届けなければいい。日本国籍の欲しい人は届け出る、これだけで私は事が済むと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(批田田泰助君) ただ、移民の方々につては子々孫々までその地といふやうなことを考える方も多からうと思ひますけれども、中にはやはり自分の子供には日本の国籍を残しておいて、そしていづれ父祖の地と申しますか、日本に行つて、そこでまた生活をするといふ、そういう余地を残しておきたいと考えられる方も、これはもちろん皆無ではない、かなりの数がおられると思ひます。現に毎年二千八百人程度の方が現行法のもとにおきましても留保届を出しておられるわけでございます。この中にはそういう方もかなりの数がございます。この中にはそういう方もかなりの数がございますので、出生届だけで決めてしまふといふのはどうかという感じがするわけでございます。

繰り返し申し上げますように、出生届と申しますのは事実の報告でございます。しかも法律的には出生届を出さなくても日本国民であるという事実は変わりないわけでございます。国内でもいろいろな家庭の事情から出生届を出しにしない、学校に行くころになつて出生届を出されるという、そういう子供さんもこれは決してまれではないわけでございます。そういうことを考えますと、出生届だけで決めてしまふというのは制度的には問題があると思ひますので、やはり留保制度というものを残し、また出生届と同時に留保の意思表示をしていただくということが制度としてはあるべき姿ではないかというふうに考えておるところでございます。

○飯田忠雄君 この点は私は納得しませんが、時間がありますので次に参ります。この点はいろいろ問題点がありますので、ぜひ将来とも御研究をお願いいたします。

次の問題に参りますが、国籍選択の意思表示をしるということがございますが、具体的な手続ですね。日本の国内ではどういふ方法で手続したらいいの。例えば市町村役場に行つて選択しますという宣言を口頭でやつたらいいの、あるいは書面を出すのか、何か特別の方式をお決めのなる予定でございますか。いかがでございますか。

○政府委員(批田田泰助君) 国籍選択の届け出と申しますのは、今度の改正法の中の戸籍法の一部改正の中に規定を設けておりますけれども、これは市町村長に届け出るということになるわけでございます。国外の場合には出生届等と同じように領事館に届け出ただければ結構でございます。これは原則的には届け書きを出していただくといふことにはなりますが、まあ文字が書けない等のいろいろなことがあつた場合には、これは口頭でも絶対できないというわけではございませんが、原則的には届け書きを市町村に出していただくという手続を決めておるところでございます。

○飯田忠雄君 先般衆議院の方でいろいろやりと

りが行われました際に、国家に対する忠誠義務という言葉がございましたが、この忠誠義務というのはこれは法律上の義務であるのか、あるいはそういうものではないのか。もしくはまた憲法には書いてないので、憲法精神の上から言つての義務なのかどうか。そういう点について伺いたします。これは実は大変重要な問題を将来含んできますので正確な御見解を示していただきたいわけですが。もう時間がないかもしれぬけれども、時間のある限りお願いいたします。これは法制局ですか、法務省ですか。

○政府委員(関守君) 今お話しのごさいます忠誠義務という事でございすけれども、忠誠義務についてどういふふうに考えるかという、その忠誠義務というものの観念が必ずしも定かでないといふ。しかし外国の憲法などにはそういうことを書いてあるものもあるようございすけれども、我が国の憲法には御承知のように忠誠義務をうたつた規定はございせん。ただ、一般に国民が国家の統治に服しまして、その国法に、憲法を頂点といたします法秩序に従うというやうな意味での義務がございすことはこれは当然だろうと思ひますけれども、これを忠誠義務としてとらえるといひますれば、そういうものは我が国の憲法に規定はございせんけれども、当然あるのだらうといふふうに考えられます。ただ、いろいろな意味で忠誠義務という言葉を使われておりますが、事項等に応じていろいろ違つたとらえ方もできるかと思ひますので、その点はなお慎重に検討すべき問題はあらうかと思ひます。

○飯田忠雄君 この問題、とても時間を要しますので、このぐらゐにしておきまして将来の宿題にしますが、次の問題に入ります。

これは国籍の喪失の問題ですが、この規定を見まして、十一條と十三條の關係がどうもはつきりしないのです。国籍の離脱のところで、日本国民は「外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失ふ」とあります。自由意思で外国の国籍を取

つたら日本の国籍を失ふのだと、こういうことが書いてありますが、その次に十三條を見ますと、法務大臣に届け出ることによつて国籍を離脱できるのだ、外国の国籍を持つておる日本国民、つまり重国籍者は法務大臣に届け出れば日本の国籍を離脱できると、こう書いてあるのです。

十一條の方を見ますと、自分の希望によつて外国の国籍を取つたときに日本の国籍を失ふといふことは、自分の希望でなしに外国の国籍を取つたときには日本の国籍を失ふといふことになりまうと、親が勝手に届け出て外国の国籍を取つたといふことになる、自分の希望で取つたのじやありません。そういう場合に日本の国籍を失ふといふことになつてしまふ。十三條では法務大臣に届け出れば離脱できると。離脱と国籍を失ふということが違ふのかどうか。これは国籍を失ふといふのも国籍を離脱するといふのも、言葉ではなくて実態は同じ意味じやないでしょうか。いかがでございすか、こういう点は。

○政府委員(批田田助君) 言葉といたしますと、国籍を失ふといふのはいわば効果、結果をあらわす言葉でございまして、離脱はむしろ行為の方に着目したやうな言葉でございすますが、その結果としてはもちろん国籍を失ふといふ効果が出てくるという關係にならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 私が質問をいたしておりますのは、十一條の方においては法務大臣に届けなくて日本の国籍を失ふのです。ところが十三條の方は法務大臣に届けると国籍を離脱する。つまり失ふ場合は、二重国籍者が外国の国籍を取つたときには日本の国籍を失ふ、また二重国籍者が離脱したいときには法務大臣に届けるのだと、こういうことでは。離脱とそれから国籍を失ふといふことの実態は日本国籍から離れることですね。どういふ言葉を使おうと同じことでは。にもかかわらず、片方は法務大臣に届けなければならぬ、片方は届けなくて失ふと、こうなるのです。が、この辺のところはどうもはつきりしないのですが、どういふわけでしょう。

○政府委員(批田田助君) 先ほども申し上げましたように、離脱の方は本人の意思表示という一つの行為、そういうことをすることによつて日本国籍を失ふことを書いておるわけではございまして、したがういまして、その意思表示の仕方として法務大臣に届け出ることがここで決められているわけではございす。

十一條の方は、外国に帰化をするという場合が典型例だろうと思ひますけれども、外国の政府の方に帰化の申請をしまして、そして帰化が許可になつたという、いわばそういう法律的事実が發生する、それに伴つて日本の行為としては日本の国籍を失ふといふ、そういう効果を付与するといふことではございすので、したがういまして片方の方では法務大臣に対する届け出という形式による意思表示によつて日本の国籍を失ふし、片方の方は外国の方で帰化なら帰化をしたときに失ふといふことで、そういう感じで書き分けておるところでございす。

○飯田忠雄君 そうしますと、具体的に言いますと、十一條の場合は、例えば親がアメリカ籍を取つた、その場合に子供は自分の意思によつてなつたのじやありませんから、子供の国籍は親についていくのかいかなのかという問題がございす。親についていくのか、そのまゝ日本国籍に残つていくと親だけがいくのか。つまり赤ん坊の場合です。そういう場合はいかがですか。

○政府委員(批田田助君) 親の方が外国に帰化をいたしましたも子供が帰化しなければ当然これは適用はございせんので、子供については日本の国籍があるといふことになりまう。

○飯田忠雄君 この場合に問題になりますのは、子供は意思能力がないですね。殊に生まれたばかりの子供の場合に、生まれたときはなほ日本で生まれたから日本に居たのだが、そのまゝすぐ親が外国に行つちやつた、こういう場合に、その子供の扱いですが、それを親とは關係のない日本国籍にいつまでも置くといふことが一休いいのか悪いのかという問題がございまして。これは

この子供にとっては重大な問題だと思ひます。そういう点についての手当てはどういうことになりまうか。

○政府委員(批田田助君) 今おっしゃつたやうな考え方は、法學上、親子国籍同一主義といふやうな考え方に近いお話ではないかと思ひますけれども、ただ、当該外国の方で帰化を認める場合に、もし親子国籍同一主義をとつておれば一緒になければ帰化を許可しないといふやうなことになるらうかと思ひますけれども、そうでない親子国籍独立主義をとつておる場合には、これはばばらに許可をするといふこともあり得るわけですが。そうしますと、その場合に日本の側から見ますと親の方が外国籍で日本国籍がなくなる、子供だけ残るといふことがあるわけではございすますが、しかしながら日本の国籍法では親子国籍独立主義といふものを現行法からとつておりまして、親子が必ずしも同一でなければならぬといふ立場はとつておりませんので、したがういましてこの十一條の効果といひましたも当該帰化をした外国籍を取得した者だけに限られるといふことで、やむを得ない結果かと思ひます。

○飯田忠雄君 これは立法論だから私は申し上げるのですが、親子同一戸籍主義を子供のころはとることが必要ではないか。そうして、そういうものをとるから留保制度が出てくるのじやないかと私は思ふのです。親子同一主義をとるから、外国籍になるから将来子供のために日本国籍を留保するといふものなら留保制度は非常にこれは意味があるのです。そういうものとして理解できるやうな制度に、今すぐは法律ができてしまつてから難しいかもしれませんが、しかし将来においてそういう点を考慮した改正をもう一回する必要があるのでないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(批田田助君) 法律は常に現状に妥当するかどうかといふことはフォローしなければならぬので、そういう意味では常に検討の対象にはなるのでございまして。この十一條の

関係で申し上げますと、今おっしゃったような事例の場合に、もし十一條の規定をやめてしましますと、子供の方についても日本国籍を失わせてしまふというふうなやり方をとった場合には、その子供は無国籍になってしまふことになります。これはちょっと採用できないだらう、そうかといつて、じゃ逆に、親の方が外国の方に帰化したからといつても親の方を日本国籍になお残すといふふうな形にするというのは、これは二重国籍としては非常に問題が多いわけでございます。それともれないということから、今のよう場合にはばらばらになつてもやむを得ないという結論にならざるを得ないというふうな考へておるところでございます。

○飯田忠雄君 せっかくできた法案を審議しておるのですから、これを今すぐ変えろといつても難しいから、そういうことは要求しませんよ。しかし、これは詳しく見ますと非常に問題点が多い法案です。そういう問題点はぜひ法務省で継続的に御研究願つて、将来改正をするぐらゐのことはやっぱりおっしゃつていただかないと、これは花も実もないですね。こういう点どうですか。法務大臣、今までずっと議論を聞いておられてどういふふうにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(住持作君) いろいろ御議論があるわけでございます。今度の国籍法の改正をした一つの大きな動機というのはやっぱり国際化時代に対応して現行法を見直す、こういう観点からやつておるわけでございます。いろいろ国籍法、よその国の方針と衝突する、こういうことも非常に多いわけでございます。大体、先生に釈迦に説法でございますけれども、大きく言えば、今まで生地主義と父系血統主義というのは世界の大きな二つの流れであつたのでございますが、ヨーロッパの各国においても父母両系主義に変へつつあるような過程の中にあるわけですね。変へた国もございすし、これから変へようとする国もある。そういうことで、ある程度世界の考へ方も変わりつつある。こういう一つの段階にあると思ふのです。

それに婦人差別撤廃条約の関係もあつて国籍法を見直した、こういうことが動機になつて改正案の審議をお願いしておるわけでございます。そういうことから考えますと、これからは国際関係いろいろ変わつていきましようし、そういう国際的な考へ方、方針というもののものもなつていくか、こういうようなこともありますから、今お説のとおり、私も国籍法についてもいろいろの問題点もやつていく過程において出てくれば、それはやつぱり直しておかないと、国民であるといふことは非常に大事な問題でございますので、そういうふうな対応は常にしていかなければならないものだと思つております。

○飯田忠雄君 大臣の御意向よくわかりましたので、それはそれでやめまして、次に、まだ少し時間がありますので、ほんの少し御質問いたしますが、憲法第十條は日本国民たる要件について法律に委任しておりますね。それで、法律で決めるということ、その法律が国籍法だといふふうに理解できるような条文に国籍法なつていくわけですね。国籍法の今度の案を見まして、前の案を見ましても、第一條にそう書いてあるものですから。そうすると、日本国民としての要件といふものは一体国籍の取得と喪失だけのことなのかといふことが問題になるわけですね。もつとほかにもあるのじゃないか。例えば憲法上の義務ではないにしても、憲法精神から言うならば主権者である国民は日本の国を大事にして立派なものにするという義務は当然あるわけですね。こういうようなものは国民としての一つの要件じゃないか。つまり自分の国をよくし、自分の社会をよくするといふことは国民としての要件ですね。そういうような問題については国籍法では一つも触れられていないわけですね。そうしますと、日本国民の要件といふのはそういうことは一切要らぬのだ、もう取得と喪失のことさえあつたらあとはもう何やってもいい、こういうふうにとられがちになるのです。それで一体いいのかという問題があるわけですね。

そこで、この国籍法の第一條はちょっと言い方が大げさじゃないか。日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。日本国民の要件は国籍法で決めてしまつてゐるのだ、ほかのことなしといふのはおかしいので、むしろ日本国民たる要件はほかの法律にも決めてあるのです。だから、国籍法ははっきり端的に国籍の取得、喪失について定めることを目的とするといふ、内容をびたりあらわすふうに目的のところはあるべきじゃないかと思つて、いかがでしょうか。

○政府委員(批田田義助君) 「日本国民たる要件」といふ内容でございますけれども、要件といふ言葉は逆に申しますと要件がなくなれば日本国民でなくなるといふことを意味するわけでございます。そういう意味で、やはり日本国民たる要件を決めるといふ意味で、取得とそれから喪失のところは結局帰着することになるのじゃないかと思つて、先生のおっしゃるような、いわば先ほどのお話に出ましたような忠誠義務とか、そういうようなものは、本来日本国民としてあらねばならないといふ、そういう姿の面では確かにそうでございますけれども、厳密な法律の意味におきましては、やはり取得と喪失といふところが厳密な意味での要件になるかと思つて、それで、そういう考へ方に立脚して現在の国籍法はできておるといふふうには了解いたしております。

○飯田忠雄君 それでは時間が来ましたので、あとの質問たくさんありますけれども、この次の機会に譲ります。きょうはこれで終わります。

○橋本敦君 今回の改正につきましては、かねてから議論になつておりました父系優先血統主義を両性平等に改めるべきだといふ議論、さらには沖繩における無国籍児童の基本的な救済が必要だといふ、こういう日本独自の抱えている問題、こういったことを解決していく方向でこの改正案が出されたといふことで、私もはそれなりに評価をしてゐるわけでありす。

この改正に伴ひまして、その他派生するいろいろな問題につきましては各国それぞれ改正の内容が違つておりますけれども、やはり重国籍が生ずるといふことにどう対処するかといふことがいづれの国においても一つの問題であつたように承知いたしております。それにつきましては選択主義をとつておるところもございすし、それからまた国外出生児についての制限を設けるといふふうなことを各国の実情に応じて措置をしておるといふふうには承知いたしております。

○橋本敦君 そこで、先ほど民事局長のお話にありましたが、昨年の二月に中間試案を発表されてはなくて、諸外国の反響も今言つた国際的な動向の中で見きわめるといふような処置をおとりになつたといふことですが、あの中間試案が出され

た段階で諸外国からのこの中間試案に対する反
応、特段に何かあったかどうか、この点はいかが
でしたか。

○政府委員(批田田泰助君) 積極的に中間試案に
対して各国からの反応はございませんが、むしろ
私どもの方が、例えば選択の制度を我が国がとつ
た場合に、我が国とその当該外国との間の重国籍
者についてどう扱うことになるだろうかというよ
うな点についてはいろいろ照会をしておたりい
ました。それからまた、兵役義務の関係につ
いてもどういうふうな扱いになるだろうかという
のも、返答をいただけたところはいただくと
いうことはいました。

○橋本教君 我が国のすぐ周りの国、つまり韓国
とかあるいは東南アジアとか、それからアメリカ
とか、つまり重国籍の関係が生ずるとしてもその
可能性の大きな国々の範囲、こころあたりの状況
と、中間試案に対するそこらの国々の重国籍問題
を含む見解、意見、これはどういう反応でした
か。

○政府委員(批田田泰助君) その点につきまして
は各国でもいづれも国籍法をどういふものに決
めるかというのとは各国の主権の問題だといふ
了解がございまして、意見らしいものは述べて
いただくことはありませんでした。ただ、かなり
近隣の国々においては、日本の国籍法がどうなる
かというところは、実際の具体的な問題がどうい
う問題が生ずるかという側面と、もう一つは自
国の立法政策の場合の参考になるかならないか
という二つの側面から関心を持っておられるよ
うに思いました。

○橋本教君 そうすると、国際的にはやっぱり趨
勢と大勢に従ってこういう方向に進んでいくとい
うことで、特段の支障となるような問題はなくて
順調にきた、こう考えてもいいわけですね。

そこで一つの問題は、憲法十四条との関係とい
うことがやっぱり男女差別撤廃条約との絡みでも
具体的に解決されていくことになるわけですが、
それじゃ、この問題は今に始まったことかとい

と、私は決してそうではないだろうと、こう思う
のです。例えば今日の国籍法が昭和二十五年に
つくられた、そのときに既に憲法は施行されてお
るわけですね。したがって、我が国の憲法理念から
すれば、両性の平等はこれは憲法の基本理念とし
て高く掲げられておるわけですから、当然国会で
も、この二十五年法ができる段階、そのときに既
に論議になっていたわけですね。その段階での論
議を踏まえて、その当時法務省としては両性平等
と父系優先主義の現行法との関係について法
制定当時国会でどういふように釈明をされたの
か。いかがですか。

○政府委員(批田田泰助君) 当時の議事録などを
読んでみますと、その問題が議論されたことがう
かがわれるわけでございますけれども、当時の法
務省の見解としては、憲法十四条の両性の平等と
父系血統主義というものは、何といひますか、違
反するものではない、要するに憲法違反になるも
のではないという見解でございました。それは一
つは……

○橋本教君 それはもう理由はいいのです。結論だ
け。その見解だと、それだけでいいですか。

○政府委員(批田田泰助君) そういう見解でござ
います。

○橋本教君 それだけではなくて、そういう見解
ではあるけれども、法務省の答弁のニュアンスと
しては、確かにそういう問題もあるもので、とりあ
えず父系主義を本法はとるけれども、しかしなが
ら将来は各国の立法、世界の動向とにらみ合せて
検討するということ、そういう余地もあるという答
弁をされている。これは間違いないのじゃないで
すか。

○政府委員(批田田泰助君) 父系血統主義は憲法
に違反するわけではないけれども、立法政策とす
ればそうでない政策もとれる余地があるもので、
世界の立法の動向などを見ながら検討する余地は
あるという含みは述べられているようにうかがえ
ます。

○橋本教君 私が指摘したいのは、やっぱりその

ときからこの問題は既に含んでいたということ
ですね。それで、その後具体的な国籍に関する違
憲訴訟も提起されて、一定の裁判所の判断も出て
おるわけですね。そういう裁判の中で、法務省側
は、国籍というものは権利ではないのだから、した
がってその取得について当然の権利でないため
に、それが父系優先主義をとっているという主張を
違反の問題は直接に起こらないのだという主張を
ずっとされてこられた。それに対して裁判所は結
論的には憲法違反でないという結論にはなってい
けれども、法務省のそういう意味での憲法違反問題
は起こらないという主張は、これは認められなか
ったように私は判決を見て理解しているのです
が、どうお考えでしょうか。

○政府委員(批田田泰助君) 結論的には裁判所も
憲法違反ではないということでございますけれども、
もちろん理由とするとところは、私どもが、た
だいまおっしゃいましたようなそういう法務省の
見解そのままだが承認されているということにな
っていないことはそのとおりでございます。

○橋本教君 例えば昭和五十六年三月三十日の東
京地裁判決、これによりますと、その判決の一部
をこの本から引用して見てみますと「憲法一〇条
の規定は国籍の得喪に関する事項が憲法事項であ
るとの前提に立つたうえで、その内容の具体化を
法律に委任したものである、したがって、その
立法の具体化、つまり国籍法の制定ということ
に当たっては「憲法の各条項及びそれらを支える
基本原則に従いこれと調和するように定めるべき
ことを要求している」、つまり憲法的要請がある、
これは当然だという判断をした上で、「したがって
、国籍法の規定が右の趣旨に違反するときは、
違憲の問題が生じることとは当然というべきであ
る」、こういう判断があるわけですね。

だから、したがってそういう意味では、この
判例で二つの問題が私にあると思うのですが、つ
まり国籍を全然権利でないとする法務省がおっし
やっているような考え方がそのまます通るかどうか
について一つは問題があるということ、もう一

つは、今私が指摘したように、憲法十條の規定の
解釈と国籍法との関係で、これがまさに憲法原理
に反するならば国籍法の規定自体が違憲と判断さ
れる場合があるということを示している、こう
いうふうに私は思うわけですね。

そこで、午前中も寺田委員との質問の中でも議
論されたのですが、一体国籍をどう見るかという
ことですね。これについて民事局長はこれは権利
というように見ないということをおっしゃったの
ですが、それぞれの委員がおっしゃったように、
人権に関する世界宣言あるいは児童権利宣言、国
際人権規約B規約、こういった規定を見まして
も、それぞれ国籍を有する権利を持っているとい
う書き方を最近のそういう国際的機関の動向は言
っておるわけですね。だから、私はこれ自体はや
っぱり無視できないのではないかな。なぜならば、
国籍というのは民主社会においてその国の主権者
となるという欠くことのできない要件ですから、
その主権者になるというそのことが権利でない
というのはいかしくないではないか。同時に国籍がな
ければ社会的に政治的にあるいは教育、福祉その
他行政的な側面において利益を受けるという当然
の権利が発生しない、こういうことが往々にして
起こるわけですから、したがって国籍を有するこ
とに敷衍した社会生活上の法律上の地位と権利と
いうのはずっと付随していくわけですね。だか
ら、そういうものとして国籍をとらえるならば、
当該一国民にとっては極めて高度の憲法的な権利
性を持っている重大な問題だという認識を私は基
本的に持つべきではないか、こういうふうに思う
のですが、民事局長のお考えいかがですか。

○政府委員(批田田泰助君) 先ほども申し上げま
したけれども、一たん日本国民になった者につ
いては恣意的にその国籍を奪われないという意味で
は私は権利だと思えます。ただ、取得する側とい
う問題で考えますと、確かに人権宣言その他に一
つの権利という言葉で表現されておりますけれど
も、それが実体的な一つの具体的な請求権的なよ
うな意味での権利ということには結びつ

かないのではないかと思います。

これはともかく地球上の人類すべてに適用があたりてしまふべきだという内容になるわけですが、その人が、じゃ、どこの国の国籍を持つ権利があるかといふと、これはすぐには出てこない問題でございまして、したがって、各国で国籍法の制定をする場合においても、こういう宣言の趣旨というものは十分に踏まえた上でやるということとは、それは態度としてはあるべきだと思ひますけれども、何といひますか、実体的な権利といふことを言うことは少し私としては無理ではないかといふ考え方を持っていますものでござい

ます。

○橋本敦君 そのところの議論はなかなか大きな議論になっていくと思うのですが、例えば無国籍をなくすという要請は一体どこから出てくるか。今度の法改正も無国籍をなくすという非常にやっばり大きなねらいがあるはずですね。それ自体は、無国籍をなくすということは当該無国籍者として扱われている人のまさに救済と権利保全という意味を持つ、つまり人権にかかわる問題を持つといふことが一つ、なるほど国籍は主権にかかわる問題だけれども、無国籍とされている人に当然主権を侵さない範囲で速やかに国籍を取得する状況をつくり出してあげよう、つまり国籍取得の権利を具体的に道を開いてあげよう、こういう私は要請があつて、まさに法律的な考え方としては進んでいく、こう思うのですね。だから、そういう意味でも私は権利性というものは今の近代社会の趨勢から見ても全部否定し切れるだろうかといふことは、いまだにあなたの御答弁にもかかわらず私は疑問を持つのですが、その権利性といふことは、これは否定し切れないという私の見解をあなたに否定し切れるかどうか。いかがでしょうか。

○政府委員(批田田榮助君) 大分難しいことでございまして、先ほどから申し上げておりますように、だれかが国籍を持たなければならぬというものが一般的に言へまして、それがどこの国の国籍を取得するかといふことは、これは権

利といふ以上はどこか特定しなければならぬわけでありまして、そういう面では特定性が無いのではないかと気がいたします。それからまた、我が国がそういう無国籍をなくそうといふ宣言の精神に基づいて立法する場合であっても、例えば世界のどこに在る人であっても無国籍である者については日本国籍を付与するというようなことはもちろん言えないわけではございまして、そういう意味では、やはり権利といふ言葉の使い方でございまして、実体的な意味での権利といふものが取得の段階であるといふふうには私は言えないのじゃないかと思ひます。

○橋本敦君 だからしたがって、例えば日本は批准していませんけれども、一九六一年の国連で採択された無国籍の削減に関する条約、寺田委員も取り上げられましたが、この条約の第一条によつても、どこでも無国籍者に権利を与えよと、こゝろ言っているわけじゃなくて、その第一条によれば、その国内で出生したその無国籍者についてはその国で国籍を与えるように速やかにやりなさいと、こういう特定性を持っているわけですね。ところが私は権利性だ、こゝろ言っているのですよ。だから、そういう意味で局長の答弁は少し私が言っていることを広く横に広げ過ぎられた感じがするので重ねて言つたわけですが、

次論の論点は、私が言いたいのは、この二十五年制定のときから既に男女平等に反するのではないかとこの憲法問題が提起をされてきた。途中でやっぱり違憲訴訟も提起をされた。なるほど裁判所は違憲とまでは踏み切らなかったけれども、その裁判所が違憲でないとした理由は、私はこれは極めて裁判所としては慎重な言い方をしているといふように思ふのです。こゝろ言っていますね。「補完的な簡易帰化制度を併せ伴う限りにおいて、これを著しく不合理な差別であるとする非難を辛うじて回避し得るものであると考える」と、こゝろ言つておられるわけですね。つまり法務省のおっしゃる簡易帰化手続があるから、だからそういう意味において救済措置がないわけじゃないので辛

うじて不合理な差別であるという批判を免れると、こゝろいうことですから、簡易帰化手続の実態が法務省が考えておられるより以上に困難であるという実情がはつきりした場合、あるいはこれによつて簡易帰化手続でも救済されない事情が明確になったときも含めて、すれすれ憲法違反でない、こゝろ言っているわけですから、この裁判所の考え方はやっぱり憲法十四条の關係から見ても、現行父系優先主義は憲法上疑義がある、こゝろ言つていふように真剣に私は受けとめるべきではないかと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(批田田榮助君) ただいま御指摘の、下級審でございすけれども、その裁判所の判決内容でございすことは今橋本委員の御指摘のような考え方であらうと思ひます。私も憲法違反ではないかといふ考え方はしておりますけれども、しかしそういうふうな考え方もあるといふことは、これは尊重しなけれならぬといふところではあります。

○橋本敦君 そこで、私がこの問題を取り上げて質問した結論的質問はこうなるのです。つまりこの法の経過措置として、言つてみれば二十年間及するといふことで救済をやるかといふことですね。そこで、二十年間のぼろといふことの合理性がどこにあるかといふことに関連するのです。

私は強いて言うならば、まさにこの国籍法は憲法十四条に違反する疑いが濃厚であつた、私どもの主張によれば違反していた、こゝろ言いたいわけですから、そういう違憲状況が発生したそのときにさかのぼって改めるというのであれば、憲法の制定、公布、施行のときにさかのぼって権利救済がし得るように適及する、これがもっともではないか。そういう違憲状態が具体的にいつ生じたかと言へば昭和二十五年の国籍法の制定だから、せめて二十五年にさかのぼって違憲状況を一切なくすといふ経過措置をとるのが相当ではないか。といふことになりまして、二十年ではなくて、せめて昭和二十五年、大きく言うならば憲法制定時にさかのぼるといふ、こゝろいう経過措置をやるべきで

はなかつたかと、こゝろいう考えがあるものですか、今のような質問をした上でその点の考えを聞くわけですが、二十年といふことに限定をなさつた趣旨はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(批田田榮助君) まず、今度の父母両系主義に突えんといふ考え方が、私もどなたも憲法に違反するから突えんといふ態度をとつておるものではないかといふことが第一点としてあります。それからまた、憲法違反だといふことを言われる方もあるわけではございすけれども、法制審議会でもそのような議論が出ました。しかしながら、憲法違反だとおっしゃる方も、憲法制定当時あるいは昭和二十五年の現行法制定当時から憲法違反であつたといふことを言われるわけではなくて、いろいろな事情の変更によつて現時点では憲法に違反するようになった、あるいは憲法に違反する疑いが濃くなったといふそういう御意見でございす。したがって、私もどなたもいたしますと、当然に憲法論から言つて二十二年にさかのぼるとか、あるいは現行法制定の二十五年にさかのぼるのだといふ、こゝろいう法律論的な議論は成り立たないといふふうな考え方をとつておるわけでありまして、

そういうことを前提にいたしますと、どこまでさかのぼるのが立法政策として適当かといふ問題になるわけではございす、こゝろいう考え方から申しますと、経過措置の決め方としてもいろいろな決め方があるわけではございす、この経過措置の場合には重国籍になる者であっても意思表示によつて日本国籍の取得を認めるといふ立場をとつておるわけですね。また現にこゝろいうものがほとんどだらうと。沖縄には無国籍の方もおりますけれども、経過措置で日本の国籍を取得される方は大部分は重国籍であるといふことが考えられます。そうしますと、かなり長い年月外国籍を持つ人として社会生活をしておられる方について、重国籍になることを容認するといふ前提のもとに意思表示だけで認める、日本国籍を取得させるといふことは、国籍法の考え方全体から言つて少し行

き過ぎではないか、したがって、むしろ重国籍問題の余り生じない時点、これがほかのところにもいろいろ出ておられますけれども、成年、未成年が一つの境目になるという考え方をとっております。そしてまた各国の法制もそうでございますけれども、未成年の間はまだ国籍が、何といいますが、完全に固定してないというふうな、そういう受け取り方もできるような法制がかなりあるわけでございます。

そういうところからいたしますと、国籍法の立場から考えて、さかのぼるべき年数の限度は二十年ではないか、それによって今度の国籍法のほかのこととの整合も図られるというところから二十年に決めたということでございます。

○橋本教君 局長の答弁の趣旨はそれなりにわかりました。わかりましたが、私が提起をした問題は、あなたの御答弁とは少し違った角度からの問題意識を持っておりまして、たとえそうであっても、私はこの問題についてはなお検討の余地があるという考えは捨て切れないうわけですね。

そこで、具体的に伺ってまいりますが、例えば沖繩の無国籍児問題、これについてこの適用でどうなるかという検討を深めてみたいと思ひますが、沖繩では、かねてから無国籍児問題というのが問題提起をされて、いわば沖繩問題が解決しなければ戦後は終わらないと言われるように、やっぱり私はこれは一つは戦後の深刻な後遺症のあらわれであるし、戦争の傷だと思ひますが、この無国籍児問題の現状はどれくらい把握をされていて、この改正法の制定と今おっしゃった二十年という経過措置によって、抜本的に国籍付与によって救済されるというふうな見通しなのかどうか、この点はひとつ法務省のお考えを具体的に教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 御指摘のとおり、経過措置につきましては、理論的な問題のほかに、実際問題として救済すべきものは沖繩の無国籍児問題ではないかということが日弁連その他のところから強く指摘をされました。

そこで、実態を調べてみたわけでございますけれども、いわゆる沖繩の無国籍児と言われる方々は、ことしの二月現在で四十七名おられます。その中で日本人母である子でありながら無国籍であるという、この無国籍も米軍軍人との関係では理論的には米国籍を持つていたという者もあるわけでございますが、実質上の意味も含めまして無国籍児だと言われている方が二十一名おられるという結果が出ました。その二十一名の中で二十名の方は十六歳未満である、したがって経過措置の対象に当然なるということになります。ただ一人だけども成年に達しておられる方がおられるらしいということがわかりました。

それから一方、私も一人一人いけばしらみつぶしのように調べたわけではございませんが、その沖繩の無国籍児問題を取り扱っておられるのに沖繩の国際福祉相談所というのがございまして、そのやっておられます瀧岡さんという方が衆議院の審議の段階で参考人としておいでいただきましたけれども、その方は自分の把握するところでは成年に達した無国籍児はいないのではないかといいふうな御見解でございました。したがって、私も私どもとすれば、この経過措置が適用されない無国籍児は一人か二人おられるかもしれないということになるわけでございます。

この一人か二人の関係につきましては、これはどういふ事情の方かもしらりわかりませんけれども、もし御本人が日本国籍を取得したいという御希望であるならば、これは帰化申請をしていただいて、それで沖繩の特殊事情というものがございまして、従来からも超簡易帰化ということをやっておりますので、もし御希望があるならそういうことで解決を図りたい。一方で法律でございまして、一つの制度として一つの線を引かなければならぬということからしますと二十年で引かざるを得ないのでございますけれども、結果としては一人二人としても大問題だという見解もありましても、そういうことによつて処理も

できることであるから、それで問題の解消は図られるということを考えまして、これでその問題についても大丈夫だという考え方をとっておるところでございます。

○橋本教君 抜本的にこれで解決できるという今お話ですが、数はともかく、未成年の関係にある限りにおいては解決できるわけですね。さらに調べればもう少し数がふえるかもしれないませんが、成年に達すれば今おっしゃったように帰化という手続をとる以外にない。そこで、この改正法ができる以前、今日まで沖繩の無国籍児問題で帰化手続によつて問題が解決せざるを得なかったわけですが、その数はどれくらいになっているか、統計ありますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 古いのはちょっとはつきりわかりませんが、ここ最近では十五名、五十六年、五十七年、五十八年、いずれも五人ずつ許可申請がありまして、いずれも許可になっております。

○橋本教君 ここで私はちょっと一つの、これはたまたまこうなったというところの問題ですが、もしもこれらの人たちが帰化という手続によらずに、この改正法を待っておれば帰化ということになり、この改正法を待っておれば帰化という方法があったわけですね。ところがこの改正が今日までおくれた、あるいは具体的にいつ改正されるかわからぬもので、早く日本国籍を取得したいというところで帰化という手続をとられた。そうすると、私はたまたまこういう帰化手続をとらずにいたら、この法律によつて、まあ原始的には言いませんけれども基本的には日本国籍が取得されるのに、帰化という手続をとらざるを得なかった。帰化ということになれば、これは原国籍はこれは無国籍者の場合は無国籍となるのですか、どうなりますか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 帰化の場合でも、経過措置によつて日本国籍を取得した場合でも、日本国籍を取得する前の国籍があれば国籍を書く、国籍がない場合には無国籍と書くということになります。

○橋本教君 だから同じ無国籍ということであっても、片方は帰化であり、片方は国籍をこの法律によつて手続をとって取得できる、こうなるのです。そこで私は何とかならないかということをお考する理由は、帰化ということが国民意識と感情に及ぼしている非常に大きな影響があるのです。つまり帰化という言葉の持つてくる響きなんですね。

これはこの本にも書いてあるので私もわざわざ字引は引きませんでしたが、広辞苑という字引を引きますと、帰化というのはどういう意味かということになりますと、局長も御存じと思ひますけれども、こう書いてあるのです。中国の後漢書には「遠い地方の人が君主の徳に感化されて帰服すること」、これが出てくるわけですね。それからもう一つは「人間の媒介で渡来した生物が、その土地の気候・風土になじみ、そこで「自生・繁殖するようになること」、これは生物の関係です。いずれにしても、平身低頭、投降帰順というふうな感じの語感をニュアンスとして持つてくるのです。

諸外国では、例えば中国では帰化という言葉を使わなくて、国籍への加入とか、あるいは新しい取得とかいう言葉を使っていますから、私はこの帰化という言葉を、将来やっぱりこういうふうな古い響きを持つていうことをやめて、まさに国際社会の中の日本ということになれば、国籍問題というのは非常に国際的にも明るい、そしてまた基本的な権利性を持ったものとして定着させていくために、法律が帰化という言葉を使うのはやめて、まさに国籍の新加入とか、そういう言葉に改めるということをお考えを切つてやるのがよろうではないかという考えを持っておるのですが、これはひとつ法務大臣の御意見はいかがであらうかというところでお伺いさせてほしいのですが、どうでしょう。

○国務大臣(住持作君) 大変卓抜な発想だと私は思います。私もこれはずっと戦前の国籍法も、

二十五年の国籍法も、帰化という言葉を使っている、今度の改正案においても帰化という言葉を使っている、これが一番今までの私の案の考え方だろと思うのです。と同時に、先生御指摘なさった帰化のことを、常に中国あたりの古い言葉も私自身も思ひ出すわけでございますが、わからぬでもないわけでございますが、ずっと使っている法律用語としてこの法案を考えておられることで私自身理解しておるわけでございます。

○橋本敦君 これはまあ検討してほしい課題で、例えば憲法あるいは国際人権規約その他では国籍の変更だとかあるいは取得だとか、こういう言葉を使っていますね。だから国際的に帰化という言葉は私にそう通用性を持たないように思っておりますので、これはひとつぜひ検討してほしい、こう思っております。

そこで、さっきの問題に少し論点を戻さなければなりません、中間試案が出されてからいろいろな反応、意見があったというのを聞きました。それで、また慎重に意見を検討して、この改正案にしたということも聞きました。そこで、その間の経緯について伺っておきたいと思うのです、まず第一に、その前提として男女差別撤廃条約との関係で言えば現行法はやっぱりその条約に抵触するという問題があつて、思い切つて改正に踏み切る、こうなつたわけですから、どの部分が抵触する、こういうように法務省はとらえた上でやられたのか。まずこれが前提です。そして中間試案で議論をされて、この現行改正案になつたその過程で、中間試案からいろいろな意見を聞いて変更もしくは修正された点があるならば、それはどの点がどう変わつてこの改正案になつたか、その経過をちょっと説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(批田田泰助君) 婦人差別撤廃条約との関係で現行国籍法で問題になりますのは、二条の一号の父系血統主義という点でございます。それからもう一つは帰化の要件としての、当該帰化を申請しようとする外国人が日本人の夫である場

合と妻である場合とで帰化の要件が違つておるといふところ、そこら辺が問題になる。したがつて、それは片方の方では父母両系血統主義を採用することによつて条約に抵触しないようにしよう、それから帰化の関係につきましてもこれを共通の要件にするといふことで対処しようといふことでございます。

それから、中間試案はもちろんその線に従つていふわけでございますけれども、中間試案と最終の案との違いで、これは挙げれば切りがないのでございましてけれども、一つには準正による子供が日本国籍を取得する場合とか、あるいは経過措置で取得する場合でも当該日本人である親の親権に服しているといふようなことの要件をやめるとかといふことがあります。

それから、一番大きな問題といたしますと選択制度、これを採用したままでございますけれども、それを中間試案では一定期限までに日本の国籍を選択する旨の宣言をしなければ、国籍を当然取得するとの宣言をなすか他国の方の国籍を離脱するといふふうな手続をとらなければ、法務大臣の催告によつて日本国籍を喪失するといふふうなことであつたわけでございますけれども、それを当然喪失ではなくて、法務大臣の催告によつて、なおそれによつても日本の国籍の選択の意思表示をしないものについて日本国籍を喪失するといふことになりました。それから、外国の国籍の整理の問題につきましても、これはもう努力をしていただくという、いわば訓示規定的なものに改めたといふところが一つあります。そのほか大きな問題といたしますと、帰化の取り消しといふふうなことはどうかといふふうなことを挙げておりましたけれども、これは今度とはならないといふことになりました。

それから、なお中間試案で明記しておりませんけれども、留保制度を残さないかといふことと、A案、B案という形で残しておりましたけれども、これは最終的には選択の制度を現在のよ

うな制度にすることに伴ひまして留保制度を残し、かつその範囲を若干広げるといふふうなことにしたといふのが大体中間試案と最終案との相違点であらうかと思ひます。

○橋本敦君 わかりました。

そこで、具体的にまず伺っていきますが、重国籍の防止と、それから無国籍をなくすといふこととの関係の調整の問題ですね。今まで父系優先血統主義をとつてきた基本的な大きなねらいは重国籍を排除する、これにあらたといふことですね。したがつて、私は重国籍がいいというように言っているのではありませんが、しかし重国籍をなくすといふことに重点を置く余り、男女差別を助長してはならぬといふことよりも、もう一つ大きな問題としてはやっぱり無国籍児を放置してはならぬといふ問題も同時に付随してくると思ふのです。そこで、今度の改正法はここに視点を当てたことになるわけですが、基本的な考え方として、国際的には重国籍よりも、つまり重国籍をなくすといふことよりも、重国籍もなくなればならぬが、しかしそれ以上に無国籍をなくすことの方が大事だといふ、これが実は国際的な趨勢ではないかと思つて見ておるのですが、いかがですか。

○政府委員(批田田泰助君) 無国籍をなくすといふことも一つのあつてべき姿として各国の法制で考へていふようでございますが、それと同等またはあるいはそれ以上に重国籍の問題を考へていふのはなかなか、これは想像でございます。これはつきりしたことは申し上げませんが、力点は、どうも議論はそちらの方が多く感じられておるところでございます。無国籍の解消問題よりもむしろ大事だけれども、それと同等あるいはそれ以上に重国籍の問題の方が重要視されていふ、これは想像でございますけれども、重要視されていふのはなかなかと思ひます。

○橋本敦君 局長が想像ではあるがとおっしゃつたところが一つは問題なんですけれども、私が見るところはむしろ逆なのが趨勢ではないかといふように私見ておるものですから質問しているのですが、例えば無国籍の削減に関する条約、この条

約の批准国は今どれくらいになっておりますか。先ほどお話があつたと思うのですが。

○政府委員(批田田泰助君) 現在十カ国だと思ひます。

○橋本敦君 その条約は十カ国だけれども、先ほど私が指摘した国際人権規約、あるいは児童の権利宣言憲章や、あるいは世界人権宣言等を見ますと、これはやっぱり国籍を権利性といふことで、もう議論はせんが、非常に国際的に強調しております。だから、そういう意味では無国籍をなくすといふこと、どこの国の国籍を取得するか、これは別ですよ。無国籍をなくすといふことが国際的に非常に重視をされているように私は見てい

いのじゃないか、これが一つです。

それからもう一つは、先ほど指摘したあの判決の中の言葉を使いますと、「重国籍防止のために無国籍を生じさせること自体行はずといふべきである」、また、個人の人權尊重を第一義とする近代の傾向からすれば、無国籍の防止は重国籍の防止よりも重要であり、もし両者が抵触し二者択一を迫られるときは、前者を優先させるべきものであらう」といふ裁判所の判断もあるわけですね。これは局長も判決を見たと思ひます。だから、国際的趨勢プラス我が国の裁判所の考え方にも、無国籍をやつたりなくすべきだといふことを優先的にとらえていふといふ考え方もあるといふ状況を見ますと、想像ではなく具体的に無国籍をなくすといふ問題が重国籍をなくすといふ問題と同等もしくはそれ以上に今重視されている、こう私は見たのですが、局長のお考えは変わらな

いでしょうか。

○政府委員(批田田泰助君) 確かに人権的な観点からとらえる場合には、重国籍よりは無国籍の解消の方が強く取り上げられていふことは、これは否定できないところでございます。ただ、各国の個別の法制といふことになりまして、無国籍が生ずるといふのは自分の国の国籍法の問題よりは他国の国籍法での抵触の問題だといふふうなとらえ方がされる面がございます。したがつて、

どこまでカバーすればいいかということがございます。それからもう一つは、重国籍の問題の方が非常にやっばり議論としてはいろいろな議論が出てくるという意味で、議論が少し華やかになるという面があるかと思ひますので、そういうことで私の印象としては表面に出てきたところでは二重国籍の方が、何といひますか、重く取り扱われているのではないかと印象を持ちましたけれども、その背後にある理念としてどちらかということになりますと、それは見ようによつては無国籍の解消の方を大事にとつていふというふうな言ひ方もそれはできないかと思ひます。

○橋本敦君 大体そこあたりで議論が一致していく基盤があるわけですね。

そこで、理念的には、局長もおっしゃったように非常に大事な問題だということでもいふならば、今御指摘がありまして、私も指摘した無国籍を減らしていく削減の条約というのは、これはもう日本としても批准を検討していいのではないかと、うきもいたしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) これは、この条約の中心になります趣旨自体は私も十分理解できるところでございますし、そういうふうな考え方にとつて今度の改正法も考えたわけでございますが、ただ個々の条文の中には、いわば兵役の関係とか、そういうようなことが実際重国籍の場合とかそういうのに問題になるものですか、そういうような事柄もありまして、ちょっと我が国としては全面的にすぐ批准するというのは実情に合わない面があるのじゃないかというところで、慎重に検討してみなければならぬのじゃないかという考え方であります。

○橋本敦君 ちょっと済みませんが、私も読んだのですが、兵役との抵触問題というのは、ちょっとこの条約では私にはつかみ得なかつたのですが、具体的にどこでしょうか。基本的にはおっしゃる通りに今度の改正法の方に沿つていふのですね。

○政府委員(枇杷田泰助君) ちょっと誤解をいた

しまして、兵役の関係ではございませんでした。この無国籍の削減に関する条約の一条のうち主に二項でございすけれども、国籍付与の考え方がこのままで取り入れるということは少し我が国の国籍法の全体とうまくそぐわないのではなからうか、(a)号、(b)号ですが、そういうようなところから、少し慎重に考えなければいけないのではないかと、そういうことでございす。

○橋本敦君 ちょっと局長よくわからないのですが、今おっしゃつたのは第一条の第一項の(a)号、(b)号という御趣旨ですか。第二項の(a)号、(b)号もあるのですから。

○政府委員(枇杷田泰助君) 第一条の二項の(a)、(b)でございす。

○橋本敦君 なぜこれが抵触するのでしょうか。○政府委員(枇杷田泰助君) これは領域内出生した無国籍人の問題でございすけれども、まず出生のときに与えるか、あるいは次の二項の関係で与えるかということになります。短期滞在者といふことが出てまいりますので、これは適当でないだらう、こういう(a)のような考え方をとつているのはフランスあたりではあるようでございますけれども、ほかの国はとつてないようでございます。したがつて、(b)に乗るかということでございます。したがつて、(b)の場合に、二項の(a)とか(b)とかというの、申請者が十八歳から二十一歳というふうな、そういうようなことよりは、こういう限定でやるのが果たしていいかどうか、何もそういう制限を加えなくてもあるいはいいのかもしれないという考え方があると思ひます。

○橋本敦君 そのまま我が国の国籍法の中に取り入れるということについてはちやうどせざるを得ないという意味でございす。

○橋本敦君 それならば現在の改正法の方がより進んで要件を緩和しているからということでも私も理解できるわけです。しかし、そうであっても批准して矛盾するという関係には私は直接にはな

らないで解釈できると思ひますね。御趣旨は了解しました。

そこで、あと私は国籍の選択宣言の問題あるいは留保制度の問題、それから若干の帰化条件の問題、これについて御質問をしたい要点が残つておりますが、ちやうど切りがよろしうございすので、次回にさせていただきますと思ひます。

○委員長(大川清幸君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一四四二号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第一八八七号)

第一四四二号 昭和五十九年三月三十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 北海道旭川市春光町二区二条 藤井和子 外四千九百九十八名

紹介議員 飯田 忠雄君
この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八八七号 昭和五十九年四月五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願
請願者 埼玉県大宮市三橋四ノ三〇六ノ二 山本喜久雄 外五百二十四名

紹介議員 野田 哲君
治安維持法は、大正十四年に制定され、昭和二十一年に廃止されたが、この間、同法によつて民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまで実に数十万が逮捕、投獄された。これらの者は、社会の進歩を求めたがゆえに、あ

るいはそれを助けたとして、また、侵略戦争への協力を拒んだということなどで、いわゆる代用監獄での残虐な拷問、たらい回しの長期拘留、過酷な懲役や予防拘禁等を強制され、また、その家族等も迫害された。そのために、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた者も少なくない。こうしたばかり知れない身体的、精神的、物質的、社会的損害を被つた者に対しなんの賠償も行われず今日にいたつてゐる。ついでには、日本国憲法の精神に照らし、治安維持法等による犠牲者に正当な損害賠償の措置を講ぜられたい。

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、外国人登録法の一部を改正する法律案(衆)

外国人登録法の一部を改正する法律案
外国人登録法の一部を改正する法律
外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十六歳を二十歳に改める。」
第四条第一項中「九歳を次のように改める。」
九 削除
第四条第一項中「九歳を次のように改める。」
九 削除

第六条第二項中「十六歳を二十歳に改め、同条第六項中「携帶する」を「所持する」に改める。
第七条第二項中「十六歳を二十歳に改める。
第八条の二(第二号)中「第十一条第四項」を「第十一条第三項」に改める。

第九条第一項中、「第九号」を削り、「第十五号又は第十九号」を「又は第十五号」に改める。
第十一条第一項を次のように改める。

第三条第一項の申請をした日において二十歳未満であつた外国人は、二十歳に達した日から三十日以内に、その居住地の市町村の長に対

し、次に掲げる書類及び写真にその登録証明書
を添えて提出し、登録証明書の切替交付を申請
しなければならない。ただし、当該期間内に第
六条第一項又は第七条第一項の申請を行つた
ときは、この限りでない。

一 登録証明書交付申請書一通

二 旅券

三 写真二葉

第十一条第二項を削り、同条第三項中「前二
項の申請に基づき確認をしたときは」を「前項の申請
があつたときは」に改め、同項を同条第二項と
し、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項か
ら第八項までの規定中「第三項」を「第二項」に改
め、これらの項を一項ずつ繰り上げ、同条第九項
を削る。

第十三条の見出し中「携帯を削り、同条第一
項中「受領し、常にこれを携帯していなければな
らない」を「受領しなくてはならない」に改め、同
項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め
る。

2 入国審査官、入国警備官（入管法に定める入
国警備官をいう）、警察官、海上保安官、鉄道
公安職員その他法務省令で定める国又は地方公
共団体の職員は、その職務の執行に当たり必要
があると認めるときは、外国人に対し、政令で
定めるところにより、その所持する登録証明書
を提示すべきことを命ずることができる。ただ
し、二十歳に満たない外国人については、この
限りでない。

第十三条第三項中「提示を求める」を「提示すべ
きことを命ずる」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項中「登録証明書の受領、提出
若しくは返納（第十一條第五項の規定によるもの
に限る。）又は指紋の押なつた」を「又は登録証明書の
受領、提出若しくは返納（第十一條第四項の規定
によるものに限る。）」に改め、同条第二項中「十
六歳」を「二十歳」に、「第十一條第八項」を「第十一

条第七項」に改める。

第十五条の二第二項中「第十一條第一項若しく
は第二項」を「第十一條第一項」に改める。

第十八条第一項中「一年以下の懲役若しくは禁
錮又は二十万円以下の罰金」を「十万円以下の過
料」に改め、同項第一号及び第二号中「又は第十一
條第一項若しくは第二項」を「若しくは第二項又は
第十一條第一項」に改め、同項第三号中「第十一條
第一項若しくは第二項」を「第十一條第一項」に改
め、同項第五号中「若しくは第十條の二第二項」を
「第十條の二第二項若しくは第十三條第二項」に
改め、同号中「提出を含む。」の下に「若しくは提
示」を加え、同項第七号及び第八号を削り、同項
第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九
号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五
号の次に次の一号を加える。

六 第七條第七項、第十一條第四項若しくは第
七項又は第十二條第一項若しくは第二項の規
定に違反した者

第十八条第二項及び第十八條の二を削る。

第十九条中「第十一條第一項若しくは第二項」を
「第十一條第一項」に、「第十一條第五項若しくは
第八項」を「第十一條第四項若しくは第七項」に改
める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行
する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正
前の外国人登録法第三條第一項、第六條第一項
又は第七條第一項の申請をした者でこの法律の
施行の際当該申請に係る登録証明書の交付又は
再交付を受けていないものの登録証明書の受領
については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定
により従前の例によることとされる登録証明書
の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（外国人登録法の一部を改正する法律の一部改
正）

4 外国人登録法の一部を改正する法律（昭和五
十七年法律第七十五号）の一部を次のように改
正する。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項
とし、附則第四項を削り、附則第五項を附則第
三項とし、附則第六項を附則第四項とし、附則
第七項中「附則第三項、第五項又は第六項」を
「附則第二項、第三項又は前項」に改め、同項を
附則第五項とし、附則第八項を附則第六項とす
る。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

5 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政
令第三百十九号）の一部を次のように改正す
る。

第二十三條第一項ただし書を削る。

第二十三條第四項中「第一項本文」を「第一項」
に、「十六歳」を「二十歳」に改める。

第二十四條第四号ハ、ニ及びホ並びに同号へ
を次のように改める。

ハからヘまで 削除

第二十四條第四号リ及び同号ヨ中「ヘ」を「ト」
に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う
経過措置）

6 この法律の施行前に、前項の規定による改正
前の出入国管理及び難民認定法（次項において
「旧入管法」という。）第二十四條第四号へに該当
した者に対する同条の適用については、なお従
前の例による。

7 この法律の施行前にした旧入管法第二十三條
第一項に違反する行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、集団代表訴訟に関する法律案（飯田忠雄君

外一名発議）

集団代表訴訟に関する法律案
集団代表訴訟に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、共同の利益を有する若しく
多数の少額債権者の当該債権について、その明
示の意思に基づくことなく裁判上一括して請求
することができる制度を設けることにより、当
該債権に関する紛争の一括的解決に資すること
を目的とする。

（訴訟信託の設定）

第二条 著しく多数の少額債権者が当該債権につ
き共同の利益を有するときは、裁判所は、その
うちの一人又は数人の申立てにより、決定をも
つて、共同の利益を有する若しく多数の者の当
該債権を一括して訴訟の目的とするための信託
を設定することができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、
債権の性質及び額、紛争の性質及び規模、受託
者が勝訴する見込み、受託者が委託者全員の利
益を公正かつ適切に代表することができるとい
うか、信託を設定しなかつた場合における債務
弁済の見込みその他一切の事情を考慮しなけれ
ばならない。

第三条 前条第一項の信託は、第一号に掲げる者
を委託者及び受益者とし、第二号に掲げる者を
受託者とする。

一 共同の利益を有する若しく多数の者の範囲
として前条第一項の決定において特定する範
囲に属する者

二 前条第一項の申立てをした者（数人ある場
合にあつては、同項の信託の設定の際、それ
らの者のうちから裁判所が選任した者）

2 前条第一項の決定に係る信託からの除外の申
出（当該決定において定める期間内の当該決定
において定める方法による除外の申出に限る。）
をした者は、前項の規定にかかわらず、初めか

ら委託者及び受益者でなかつたものとみなす。
3 前条第一項の決定は、前項の期間が経過した日から六月以内に受託者が第十二条の訴えを提起しないときは、その効力を失う。
(管轄及び手続)

第四条 第二条第一項の規定による裁判は、共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の普通裁判所所在地の地方裁判所が、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により行う。

2 前項の債務者が数人ある場合においてその普通裁判所所在地の地方裁判所が異なるときは、同項の規定にかかわらず、それらの地方裁判所に共通する直近上級裁判所が申立てによりそれらの地方裁判所のうちから決定をもつて指定する裁判所を管轄裁判所とする。

3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式)

第五条 第二条第一項の申立ては、次の事項を記載した書面によつてしなければならない。

一 申立人の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

二 代理人によつて申立てをする場合にあっては、その氏名及び住所

三 共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の氏名又は名称及び住所

四 申立ての趣旨及びその原因たる事実

五 受託者として予定する請求の趣旨及び原因並びにその訴訟代理人の氏名及び住所

六 年月日

七 裁判所の表示

(決定等の公告)
第六条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定をしたときは、速やかに、次の事項を公告しなければならない。

一 決定の本文及び理由要旨

二 受託者の氏名又は名称、住所及び経歴並び

に法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

三 第三条第二項に規定する除外の申出をしな

い者の債権は、信託財産となる旨

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する等公告事項の周知につき相当と認められる方法により行うものとする。

3 第一項の規定による公告に要する費用は、受託者の負担とする。

4 前三項の規定は、第三条第三項の場合について準用する。

(信託設定の取消し等)
第七条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定を不当と認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定をもつて、当該信託の設定を取り消し、又は共同の利益を有する著しく多数の者の範囲を変更することができる。

2 第二条第二項、第三条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(受託者の追加)
第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、委託者のうちから受託者を選任することができる。

(受託者の解任)
第九条 裁判所は、受託者がその事務を適切に行うことができず、又は行つていないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該受託者を解任しなければならない。

(受託者の監督)
第十条 受託者は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の監督に属する。

(受託者の事務執行)
第十一条 受託者は、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

2 受託者が数人あるときは、共同してその事務を行わなければならない。この場合において

は、第三者の受託者に対する意思表示は、その

一人に対してすれば足りる。

(集団代表訴訟の管轄)
第十二条 信託財産たる債権の一括的実現を目的とする訴え(以下「集団代表訴訟」という。)は、

第二条第一項の決定をした地方裁判所の所在地の裁判所の管轄に専属する。

(職権証拠調べ)
第十三条 裁判所は、集団代表訴訟において必要があるとき、職権で、証拠調べをすることができ、ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見を聴かなければなら

ない。

(損害総額の推定)
第十四条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の生産過程において生じた商品の欠陥に係るものである場合においては、当該欠陥による商品の喪失価値の額に当該生産過程を経て生産された商品の数量の数値を乗じて得た額をもつて、第

二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

第十五条 集団代表訴訟の目的たる権利が一の又は一定の行為による不法な利益に係るものである場合においては、当該一の又は一定の行為により行為者が得た利益の総額をもつて、第二

条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

(許可を要する訴訟行為)
第十六条 受託者は、次に掲げる訴訟行為をするに当たつては、裁判所の許可を得なければならない。

一 自白

二 訴えの変更若しくは取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾

三 控訴又は上告の取下げ
2 前項の規定に違反した訴訟行為は、無効とする。

(民事訴訟法の適用関係)
第十七条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二百九号)第三百九条、第四百零一条第一項、第二百三十八条及び第二百五十五条第一項の規定(これらの規定を同法の他の規定において準用する場合を含む。)は、受託者の訴訟行為について適用しない。

(判決等の公告)
第十八条 受託者は、集団代表訴訟についての判決が確定したときは、速やかに、当該判決の本文及び理由要旨を公告しなければならない。

2 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合においては、次条第三項の通知の方法及びその通知を最初の公告の日の翌日から二年以内になし

いときは受益者たる地位を失う旨を併せて公告しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による公告について準用する。

(受益権)
第十九条 受益者は、委託者として有していた債権の額に応じて、受託者が集団代表訴訟の確定判決(これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む。)に基づき弁済を受けた信託財産につき利益を享受する。

2 前項の債権の額は、集団代表訴訟における一括請求額に対する判決の本文に掲げる金額の算定の基礎となつた判断に拘束される。

3 前条第一項の規定による最初の公告の日の翌日から二年以内に受託者の定めるところによる受益者たる旨の通知をしない受益者は、その地位を失う。

(引渡義務)
第二十条 受託者は、集団代表訴訟につき勝訴した場合において当該勝訴判決に基づき弁済を受けたときは、受益者に対し、第一号の額から第二号の額を控除して得た額に相当する金額を引

き渡す義務を負う。

一 受益者が委託者として有していた債権の額
二 前号の額に應じて裁判所が定める控除額
(費用の充当)

第二十一条 受託者は、次に掲げる費用については、裁判所が認定した額を限度として、信託財産をもつて充てることができる。

一 第二十三条に規定する費用
二 前条に規定する引渡義務の履行に要する費用

三 前二条の費用のほか、最高裁判所規則で定める費用

(国庫帰属)
第二十二條 信託財産のうち前二条の規定により処分されなかつた財産は、国庫に帰属する。

(費用の立替等)
第二十三條 国庫は、第六條第一項(同条第四項(第七條第二項)において準用する場合を含む。)

又は同項において準用する場合を含む。の規定による公告に要する費用を立て替える。
2 国庫は、受託者の申立てがあつたときは、第一号に掲げる費用にあつては、その支払を猶予し、第二号及び第三号に掲げる費用にあつては、これを立て替える。

一 裁判費用
二 執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用並びに相当と認められる弁護士報酬及び事務処理に要する費用
三 第十八條第一項の規定による公告に要する費用

(交付金)
第二十四條 国庫は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合においては、その超過額に相当する金額を、同号に掲げる金額がない場合においては、第一号に掲げる金額に相当する金額を、受託者(受託者であつた者を含む。)の申立てにより、その者に交付する。

一 第二十一条の規定により裁判所が認定した額を限度とする同条各号に掲げる費用(同条

第三号に掲げる費用にあつては別に最高裁判所規則で定める費用を除く。)の額(前条の規定による立替え又は支払の猶予に係る費用以外の費用の額については、支払つたものに限る。)の合計額

二 集団代表訴訟の確定判決(これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む。)に基づき弁済を受け又は受けることができる信託財産の額

2 受託者(受託者であつた者を含む。)が前条の規定による立替え又は支払の猶予を受けている場合においては、前項の規定による交付金は、対当額について、当該立替え又は支払の猶予に係る返還金又は支払金と相殺する。

第二十五條 裁判所は、受託者が故意又は重大な過失により不適切にその事務を行つたと認めるときは、職権で、決定をもつて、前条第一項の規定により交付すべき金額の全部又は一部を交付しないこととすることができる。

(国庫による担保及び保証)
第二十六條 受託者が民事訴訟法又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の規定により担保を供し、又は保証を立てなければならぬ場合において、受託者の申立てがあつたときは、国庫は、当該担保を供し、又は当該保証を立てる。

第二十七條 前条の規定による担保又は保証としての供託物が還付された場合においては、当該還付の原因が受託者の故意又は重大な過失に起因するものであるときに限り、裁判所は、職権で、決定をもつて、受託者に対し、当該還付された価額に相当する金額の償還を命ずることができる。

(信託法の準用)
第二十八條 信託法(大正十一年法律第六十二号)第十四条から第十七条まで、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條、第二十七條、第二十八條本文、第二十九條第一項、第三十一條から第三十四條まで、第三十九條、第四十條、第四十一條第二項、第四十六條及び第五

十條から第五十三條までの規定は、第二條第一項の信託について準用する。
(管轄及び手続)
第二十九條 第三條第一項第二号、第七條第一項、第八條、第九條、第十六條第一項、第二十条第二号、第二十一條、第二十五條及び第二十七條並びに前条において準用する信託法第二十二條第一項、第四十一條第二項及び第四十六條の規定による裁判は、第二條第一項の決定をした地方裁判所が、非訟事件手続法により行う。

(最高裁判所規則)
第三十條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則
この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

この法律施行に要する経費は、約一億千万円の
この法律施行に要する経費は、約一億千万円の
見込みである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する諸願(第一〇九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する諸願(第二〇三三三号)

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する諸願(第二〇二四四号)(第二〇四八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する諸願(第二〇五五六号)

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する諸願(第二〇五七七号)(第二〇五八八号)(第二〇七六号)(第二〇七七七号)(第二二二五五号)(第二二二六六号)(第二二二七七号)(第二二二八八号)(第二二二九九号)(第二二三〇〇号)(第二二五二二五号)(第二二五三三三号)(第二二六六六号)(第二二七

六号)(第二二九三三三号)(第二二九四四号)(第二二九五五号)(第二二二五五号)(第二二二六六号)(第二二四一四号)(第二二四八八号)

第二〇〇九号 昭和五十九年四月六日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する諸願
請願者 静岡県御殿場市印野一、三八三ノ
紹介議員 中山 千夏君

開かずの門といわれた再審の扉も、白鳥事件の最高裁判所の決定以来、いくつかの事件について開かれ、無実の者の救済が図られてきた。特に免田事件や財田川事件は再審により無罪が決定し、松山事件は無実を訴える死刑囚の再審開始が決定され、また、島田事件では審理の差戻し決定が出されたのはかつてないことである。しかし一方では牟礼事件、帝銀事件、狭山事件、丸正事件などの再審請求が棄却され、再審への道が平たんなものでないことも示されている。世論も、ようやく関心が高まり、日本弁護士連合会なども、再審法改正案を提案したが、国会での審議はすすんでいない。現行再審法(刑事訴訟法第四編)のなかでもつとも争いとなるのは、証拠の新規性・明白性についての判断であるが、これを狭く解釈しようとする裁判官の姿勢が、無実の者の救済を阻み続けてきたと言つても過言ではない。最高裁判所の白鳥決定は、この点について画期的な判断を示している。この白鳥決定の趣旨をとり入れ、再審の開始を不可能に近くしている証拠の新規性・明白性の基準を改正し、更に、十九条しかない現行再審法の、多くの不十分さを含んでいる手続き等の規定についても、速やかに改正すべきである。現在、なお二十年以上にわたつて無実を訴え、再審を求めている者は、枚挙にいとまがないが、一人のえん罪もあつてはならないといふことは民主主義の根幹といえる。ついでには、國家の權威より人權の保障を優先させる再審制度のあるべき姿を貫くた

この法律施行に要する経費は、約一億千万円の
この法律施行に要する経費は、約一億千万円の
見込みである。

め、法の抜本的改正を緊急に行われたい。

第二〇一三三号 昭和五十九年四月七日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 千葉市稲毛海岸五ノ五ノ三四ノ一
〇四 松江清史 外五千六百八十八名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第二〇一四四号 昭和五十九年四月七日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 北海道留萌市沖見町三丁目 芹田
道朗 外五百七十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一四八号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 石川県金沢市諸江町中丁五五六
本郷真一 外四百五十八名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一五六号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 栃木県矢板市山田六七七 鈴木斌
外四千九百九十九名
紹介議員 山田 謙君
この請願の趣旨は、第二〇〇八号と同じである。

第二〇一五七号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 大阪府此花区西九条五ノ三 秋田
寿夫 外五百九十九名
紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一五八号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 横浜市区役所野台一七 吉田春
夫 外四百三十五名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七六号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市板荷二、三八一 日
向野英之 外五百四十四名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七七号 昭和五十九年四月九日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 福島県西白河郡大信村上小屋五
出田三男 外六百二十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七五号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 茨城県筑波郡谷田部町境松六四五
沖田照雄 外四百九十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七六号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 三重県多気郡宮川村小滝一〇
大野秀郎 外五十四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七六号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 三重県多気郡宮川村小滝一〇
大野秀郎 外五十四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七六号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 福島県いわき市小浜町町境二ノ
一三 小野寺時江 外五百九十八
名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七八号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 千葉市蘇我町二ノ一二六 高橋幸
助 外四百六十二名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一八九号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 山口県徳山市西金剛山一、〇三二
ノ一二 高見正俊 外四百七十七名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九〇号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 札幌市南区真駒内南町三ノ一ノ一
五 川端正美 外五百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九二号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 茨城県那珂郡那珂町菅谷九三ノ
二 片岡利夫 外五百九十九名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九三三号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 広島県佐伯郡大野町二、三八五

請願者 北海道苫小牧市糸井三〇二ノ二四
長蔵司 外五百十七名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一六六号 昭和五十九年四月十日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 福島県南会津郡只見町二軒在家九
九生九三五ノ一 菅家敏明 外五
百九十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一七六号 昭和五十九年四月十一日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 福島県耶麻郡西会津町野沢上原乙
二、四四六 大竹享 外三百五十
八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九三三号 昭和五十九年四月十一日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 福岡県大牟田市市木一、三三四ノ
九 境明憲 外四百六十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九四号 昭和五十九年四月十一日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 札幌市南区澄川四ノ一丁目 杉本
隆 外四十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇一九五号 昭和五十九年四月十一日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願
請願者 広島県佐伯郡大野町二、三八五

藤崎利昭 外五百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二二五号 昭和五十九年四月十一日受理

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 三重県上野市小田町四九九ノ六

藤岡保 外六百十八名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二二六号 昭和五十九年四月十一日受理

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 愛知県豊川市下長山町天王下九六

ノ三 高木貴之 外五百九十名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二二四号 昭和五十九年四月十二日受理

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 北海道北見市北進町五一 花山敏

典 外五百六十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二二四八号 昭和五十九年四月十二日受理

再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 北海道登別市大和町二ノ四一ノ二

西村猛男 外五百六十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案

(国籍法の一部改正)

第一条 国籍法(昭和二十五年法律第四十七号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号

中「父」の下に「又は母」を加え、同条第三号を削

り、同条第四号中「生れた」を「生まれた」に改

め、同条を同条第三号とする。

第十条第一項中「日本国民は」の下に「法務

大臣に届け出ることによつて」を加え、同条第

二項を次のように改める。

2 前項の規定による届出をした者は、その届

出の時に日本の国籍を失う。

第十条第三項を削り、同条を第十三条とす

る。

第九条中「外国で生れたことによつてその国

の国籍を取得した日本国民を」を「出生により外国

の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたも

の」に改め、同条を第十二条とする。

第八条に次の一項を加え、同条を第十一条と

する。

2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国

の法令によりその国の国籍を選択したとき

は、日本の国籍を失う。

第七条中「第四条」を「第五条第一項」に改め、

同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加え

る。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、

官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ず

る。

第六条中「左の」を「次の」に、「第四条第一号」

を「第五条第一項第一号」に改め、同条第一号を

削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三

号中「且つ」を「かつ」に改め、同条を同条第二号

とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次

の一号を加え、同条を第八号とする。

上日本に住所を有するもの

第五条中「左の」を「次の」に、「前条第一号」を

「前条第二項第一号」に改め、同条第一号を削

り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号

中「生れた」を「生まれた」に改め、同条を同条第

二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条

を第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続

き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、

現に日本に住所を有するものについては、

法務大臣は、その者が第五条第一項第一

号及び第二号の条件を備えないときでも、帰

化を許可することができる。日本国民の配偶

者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、

かつ、引き続き一年以上日本に住所を有する

ものについても、同様とする。

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号

を次のように改める。

四 自己又は生計を一にする配偶者その他の

親族の資産又は技能によつて生計を営むこ

とができること。

第四条に次の一項を加え、同条を第五条とす

る。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわら

ずその国籍を失うことができない場合において、

日本国民との親族関係又は境遇につき特

別の事情があると認めるときは、その者が前

項第五号に掲げる条件を備えないときでも、

帰化を許可することができる。

帰化を第四号とし、第二条の次に次の一条

を加える。

(準正による国籍の取得)

第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子

たる身分を取得した子で二十歳未満のもの

(日本国民であつた者を除く)は、認知をし

た父又は母が子の出生の時に日本国民であつ

た場合において、その父又は母が現に日本国民

よつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届

出の時に日本の国籍を取得する。

本則に次の六条を加える。

(国籍の選択)

第十四条 外国の国籍を有する日本国民は、外

国及び日本の国籍を有することとなつた時が

二十歳に達する以前であるときは二十二歳に

達するまでに、その時が二十歳に達した後で

あるときはその時から二年以内に、いずれか

の国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱す

ることによるほかは、戸籍法の定めるところ

により、日本の国籍を選択し、かつ、外国の

国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」

という)をすることによつてする。

第十五条 法務大臣は、外国の国籍を有する日

本国民で前条第一項に定める期限内に日本の

国籍の選択をしないものに対して、書面によ

り、国籍の選択をすべきことを催告すること

ができる。

2 前項に規定する催告は、これを受けるべき

者の所在を知ることができないときその他書

面によつてすることができないやむを得ない

事情があるときは、催告すべき事項を官報に

掲載してすることができ、この場合における

催告は、官報に掲載された日の翌日に到達

したものとみなす。

3 前二項の規定による催告を受けた者は、催

告を受けた日から一月以内に日本の国籍の選

択をしなければ、その期間が経過した時に日

本の国籍を失う。ただし、その者が天災その

他その責めに帰することができない事由によ

つてその期間内に日本の国籍の選択をするこ

とができない場合において、その選択をする

ことができるに至つた時から二週間以内にこ

れをしたときは、この限りでない。

第十六条 選択の宣言をした日本国民は、外国

の国籍の離脱に努めなければならない。

2 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外国の国籍を失っていないものが自己の志望によりその外国の公務員の職（その国の国籍を有しない者であつても就任することができ職を除く）に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができる。

3 法務大臣は、前項の宣告をしようとするときは、当該宣告に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、その者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日日本国籍を失う。

（国籍の再取得）

第十七条 第十二条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものは、日本に住するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 第十五条第二項の規定による催告を受けて同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えるときは、日本の国籍を失つたことを知つた時から一年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、天災その他その者の責めに帰することができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間は、これをすることができるときに至つた時から一月とする。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。
（法定代理人がする届出等）

第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

（省令への委任）
第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（戸籍法の一部改正）
第二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「但し、配偶者がいない者についてあらたに」を「ただし、日本人でない者（以下「外国人」という。）と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに」に改める。

第十六条次に次の一項を加える。
日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第二十條次に次の一條を加える。
第二十條の二 第二百七條第二項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が他に在るときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

第二百七條第四項において準用する同条第一項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつたときは、届出事件の本人について新戸籍を編製する。

第二百五條第二項中「日本の国籍を有しない者」を「外国人」に改める。
第四十一條中「一箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

第四十九條第一項中「十四日以内」の下に「（国外で出生があつたときは、三箇月以内）」を加

え、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「若し、日本の国籍を有しないときは、その旨を」、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍に改める。

第五十二條次に次の一項を加える。
第一項又は第二項の規定によつて届出をするべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができ。

第五十四條第二項中「第五十二條第三項」の下に「及び第四項」を加える。
第八十六條第一項中「七日以内」の下に「（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）」を加える。

第二百二條を次のように改める。
第二百二條 国籍法（昭和二十五年法律第四百七号）第三條第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定によつて国籍を取得した者の国籍取得の届出は、国籍を取得した者が、その取得の日から一箇月以内（その者がその日に国外に在るときは、三箇月以内）に、これをしなければならぬ。

届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。
一 国籍取得の年月日
二 国籍取得の際に有していた外国の国籍
三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
四 配偶者の氏名及び本籍、配偶者が外国人であるときは、その氏名及び国籍
五 その他他命令で定める事項

第二百二條の二 帰化の届出は、帰化した者が、告示の日から一箇月以内に、これをしなければならない。この場合における届書の記載事項については、前条第二項の規定を準用する。

第二百三條第一項中「届出は」の下に「届出事件の本人」を加え、「その事実」を「国籍喪失の事実」に、「一箇月以内に、国籍喪失を証すべき書面を添付して」を「一箇月以内（届出をするべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）」に改め、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付し」に改め、同項第二号中「あらたに」を「新たに外国の」に改める。

第二百四條第一項を次のように改める。
国籍法第十二條に規定する国籍の留保の意思の表示は、出生の届出をすることができ者（第五十二條第三項の規定によつて届出をするべき者を除く）が、出生の日から三箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

第二百四條第二項中「前項の出生届出義務者の責に帰すること」を「第一項に規定する者の責に帰すること」に、「これを起算する」を「十四日とする」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項の届出は、出生の届出とともにこれをしなければならない。

第二百四條の二 国籍法第十四條第二項の規定による日本の国籍の選択の宣言は、その宣言をしようとする者が、その旨を届け出ることによつて、これをしなければならない。

届書には、その者が有する外国の国籍を記載しなければならない。
第二百四條の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四條第一項の規定により国籍の選択をするべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと料料るときは、その者の氏名、本籍その他命令で定める事項を監督法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

第二百六條を次のように改める。
第二百六條 外国の国籍を有する日本人がその外国の国籍を喪失したときは、その者は、その

喪失の事実を知つた日から一箇月以内（その者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、その旨を届け出なければならぬ。

届書には、外国の国籍の喪失の原因及び年月日を記載し、その喪失を証すべき書面を添付しなければならぬ。

第七百七条第二項を次のように改める。

外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第七百七条に次の二項を加える。

前項の規定によつて氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

第四章第十五節中第七百七条の次に次の一条を加える。

第七百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ。

第七百七条の二に、「申立」を「申立て」に改める。

第七百七条の二に、「申立」を「申立て」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

（帰化及び国籍離脱に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお従前の例による。

（国籍の選択に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の国籍法（以下「新国籍法」という。）第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行の時に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

（国籍の再取得に関する経過措置）
第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものについても適用する。

（国籍の取得の特例）
第五条 昭和四十年一月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であつた者を除く）でその出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるときは、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすることができるときに至つた時から三月とする。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

第六条 父又は母が前条第一項の規定により日本の国籍を取得したときは、子（日本国民であつた者を除く）は、同項に定める期間内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、この限りでない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

（外国人と婚姻をした者の戸籍の編製に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前に日本国民と日本国民でない者との婚姻の届出があつた場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

（出生等の届出に関する経過措置）
第八条 出生、死亡若しくは帰化の届出又は国籍の留保の意思の表示に係る届出に関する第二条の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）の規定は、この法律の施行前に出生、死亡又は帰化があつた場合において同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとならばその期間の満了の日が施行日以後となる届出についても適用し、同条の規定による改正前の戸籍法の規定により算定するとならばその期間の満了の日が施行日前となる届出については、なお従前の例による。

（国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前に国籍の喪失があつた場合の国籍喪失の届出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に国籍を喪失した者は、国籍喪失の届出をすることができる。この場合において、新戸籍法第三十三条第二項の規定を準用する。

（外国の国籍の喪失の届出に関する経過措置）
第十条 新戸籍法第六十六条第一項の規定は、この法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合につ

いては、適用しない。
2 外国の国籍を有していた日本国民でこの法律の施行前にその外国の国籍を喪失したものは、その喪失の届出をすることができる。この場合においては、新戸籍法第六十六条第二項の規定を準用する。

（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）
第十一条 この法律の施行前に日本国民でない者と婚姻をした者が新戸籍法第七百七条第二項の規定により施行日に氏の変更の届出をすることができる場合においては、その届出の期間は、施行日から六月とする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第八條又は第九條第一項の規定により従前の例によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則第五條第一項又は第六條第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出）
第十三条 新戸籍法第二百二条の規定は、附則第五條第一項又は第六條第一項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第三六一号）（第二六七号）
一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第三三三〇号）（第三三五一号）（第三三三二号）
一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第三三三三号）（第三三五四号）
一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第三三六六号）（第三三六七号）（第三三六九号）（第三四〇六号）（第三四〇七号）

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願(第二四〇八号)(第二四〇九号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第二五五二号)

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願(第二五五三号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第二五八四号)

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願(第二五八五号)(第二五八六号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第二六九八号)

一、再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願(第二七一八号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第二七四一号)(第二七九三号)(第二七九四号)(第二七九五号)

第二二六一号 昭和五十九年四月十三日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 静岡県磐田市東貝塚一、〇三二ノ八 榑葉英明 外六百九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二二六七号 昭和五十九年四月十三日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 山形県南陽市高梨四二九ノ一 佐藤憲一 外五百五十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二三五〇号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県飯田市北方三、八三八ノ一 高橋吉彦 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二三五一号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都町田市山崎団地一ノ四ノ一 〇三 佐藤充広 外九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二三三二号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都足立区本木南町八ノ七 木村一雄 外九百九十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二三三三三号 昭和五十九年四月十六日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 福島市町庭坂遠原二ノ六ノ一一 加藤均 外五百三十名

紹介議員 永久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二三五四号 昭和五十九年四月十六日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 北海道小樽市桜二ノ五ノ三 武田正好 外八十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二三六六号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都足立区本木一ノ一五ノ六 鈴木雄三 外九百九十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二三六七号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県下伊那郡那珂郡一、四六九ノ一 林知先 外九百九十九名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二三六九号 昭和五十九年四月十六日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県塩尻市広丘高出二、〇二八ノ二 加藤新一 外九百九十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二四〇六号 昭和五十九年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県松本市島内四、七四八ノ九 高橋壮夫 外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二四〇七号 昭和五十九年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野市吉田三ノ八ノ一一 田口義朗 外九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二四〇八号 昭和五十九年四月十七日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 大阪府貝塚市三ツ松八二九 南伊勢雄 外六百二名

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二四〇九号 昭和五十九年四月十七日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 沖縄県平良市西里五〇五ノ一九 伊礼徹 外百九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二五二二号 昭和五十九年四月十七日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木三ノ二四ノ二 〇 渡辺幸一 外九百十二名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二五三三三号 昭和五十九年四月十七日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 新潟県柏崎市桜木町一八ノ一二 宮竹勝 外五百九十九名

紹介議員 飯田 忠雄君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二五八四号 昭和五十九年四月十八日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県大町市栄町五、五七二ノ六 伊藤文男 外九百九十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二五八五号 昭和五十九年四月十八日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 長崎県諫早市白岩町四八ノ四 瀬戸口弘子 外五百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二五八六号 昭和五十九年四月十八日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井北町五ノ一五

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二六九八号 昭和五十九年四月十八日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪市港区南市岡二ノ一二ノ八

田中富夫 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二七一八号 昭和五十九年四月十九日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 愛知県岡崎市西大友町蓮花寺五一

塩沢順治 外百二十二名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二七四一号 昭和五十九年四月十九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 福島県郡山市三種田町山口平林二

ノ三八 佐藤伝次 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二七九三号 昭和五十九年四月十九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（二通）

請願者 茨城県新治郡桜村吾妻三ノ二ノ八

三ノ二〇四 林保 外二千九百九十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二七九四号 昭和五十九年四月十九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪府堺市西湊町二丁三ノ二七

川上正司 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二七九五号 昭和五十九年四月十九日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（二通）

請願者 大阪府都島区友洲町三ノ一ノ一

八〇五 田中茂治 外千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

五月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第二八三三号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二八三三号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第二八三四号）（第二八四六号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二八四七号）（第二八八五号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第二八八四号）（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第二九〇一号）

する請願（第二九〇二号）（第二九五五号）

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（第三二二五号）（第三二四三号）（第三二四四号）

一、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願（第三二九一号）

第二八三二号 昭和五十九年四月二十日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 埼玉県比企郡滑川村羽尾四、八六

六ノ一 加藤虎明 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二八三三号 昭和五十九年四月二十日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 北海道網走市新町三ノ一ノ一〇

関新次 外三十五名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二八三四号 昭和五十九年四月二十日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都東久留米市中央町四ノ一ノ

三三 鈴木武士 外九百九十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二八四六号 昭和五十九年四月二十日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県飯山市飯山一、九二九ノ七

小林則義 外九百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二八四七号 昭和五十九年四月二十日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 大阪府泉佐野市南中樫井一、〇六

五ノ一 谷中新郎 外八百七十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二八八五号 昭和五十九年四月二十日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 愛知県新城市野田堤ノ上二ノ八

白井幹郎 外八十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二八九四号 昭和五十九年四月二十日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願（五通）

請願者 千葉県野田市二ツ塚一八五 斉藤

隆 外四千九百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二九〇一号 昭和五十九年四月二十一日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県佐久市上榎井九二ノ二 木

村清志 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第二九〇二号 昭和五十九年四月二十一日受理

再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に関する請願

請願者 秋田県大館市観音堂五四ノ一二

山崎弘巳 外五百五十六名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二九五五号 昭和五十九年四月二十三日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 北海道室蘭市本輪西町二ノ六ノ一

五 鈴木伸彦 外百九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第三一二五号 昭和五十九年四月二十四日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 大阪府堺市竹城台三丁一ノ一四ノ

二〇四 林登 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第三一四三号 昭和五十九年四月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 千葉県流山市東深井八六〇ノ一二

二 清水功 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第三一四四号 昭和五十九年四月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神戸市灘区水道筋五ノ三ノ二二

池田政雄 外千八百八十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一八八七号と同じである。

第三一九一号 昭和五十九年四月二十五日受理
再審法改正(刑事訴訟法の一部改正)に関する請願

請願者 高知県高岡郡大野見村横野五三

八ノ三 神明和香 外九十名

紹介議員 峯山 昭範君

第二号中正誤

段行 誤 正

四 一 云 というという点 という点

五 三 云 ついてして ついて

三 四 一 これからよ これからの

第三号中正誤

段行 誤 正

二 二 八 だた ただ

五 二 六 終わり 三審判 三審制

第四号中正誤

段行 誤 正

八 三 七 がのる がある

昭和五十九年五月二十二日印刷

昭和五十九年五月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局